2020/7/9

双日ツーリスト株式会社

新型コロナ関連情報(2020/7/8情報)

1 日本発着運航状況

1-1 全日空

1-2 日本航空

1-3 外航航空会社（欧米）　（更新しました）

1-4 外航航空会社（アジア・豪州）　（更新しました）

2 査証関連情報

2-1 在日各国大使館査証受付状況　（更新しました）

2-2 8都府県パスポートセンター窓口状況

3 特定国情報（弊社にて取扱が多い国の情報を纏めました）

3-1 アメリカ合衆国　（更新しました）

3-2 インド

3-3 インドネシア　（更新しました）

3-4 中華人民共和国

3-5 ベトナム

3-6 ロシア

※情報は日本外務省、各政府機関のウェブサイト、航空会社からの情報や報道をもとに作成しており、
各国の対応は流動的なため予告なく変更になる場合があります。

※全ての情報を網羅しているものではありません。
最新情報、情報の詳細は必ず各自でご確認ください。

※航空機搭乗時に搭乗拒否または渡航先国の出入国管理局の審査により入国を拒否された場合も、
当社は一切その責任を負いません。

※渡航者に対する各国政府の規制は事前予告なく変更・実施されており、
各地の空港係官、航空会社への通告も公表されている規制と異なっている事があります。

目次に戻る

2020年6月29日

全日空　運休・減便状況

（通常運行便は記載しておりません）

方面	国名	区間	期間	状況
北米	米国	羽田⇔ロサンゼルス（NH126/NH125）	～7月31日	開設延期
		羽田⇔ロサンゼルス（NH106/NH105）	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		羽田⇔サンノゼ（NH120/NH119）	～7月31日	開設延期
		羽田⇔シアトル（NH118/NH117）	～7月31日	運休
		羽田⇔ワシントンD.C.（NH102/NH101）	～7月31日	運休
		羽田⇔ニューヨーク（NH110/NH109）	～7月31日	運休
		成田⇔ニューヨーク　（NH10/NH9）	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	日本発：月・火・木・金・土・日曜日 海外発：月・火・水・金・土・日曜日
		成田⇔シカゴ（NH12/NH11）	～7月31日	運休
		羽田⇔シカゴ（NH112/NH111）	～7月31日	運休
		成田⇔サンフランシスコ（NH8/NH7）	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	日本発：火・水・金・日曜日 海外発：火・水・金・日曜日
			6月16日～6月30日	火・水・金・日曜日
		羽田⇔サンフランシスコ（NH108/NH107）	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		羽田⇔ヒューストン（NH114/NH113）	～7月31日	運休
		成田⇔ホノルル（NH184/NH183）	～7月31日	運休
		羽田⇔ホノルル（NH182/NH181）	～7月31日	運休
		羽田⇔ホノルル（NH186/NH185）	～7月31日	運休
	カナダ	羽田⇔バンクーバー（NH116/NH115）	～7月31日	週3便（減便）
	メキシコ	成田⇔メキシコシティ（NH180/NH179）	～7月31日	週4便（減便）
欧州	イギリス	東京（羽田）＝ロンドン　NH211/NH212	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	2便/週（木・日） 2便/週（月・金）
	フランス	東京（羽田）＝パリ　NH215/NH216	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝フランクフルト　NH203/NH204	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	日本発：月・水曜日 海外発：月・水曜日
		東京（羽田）＝フランクフルト　NH223/NH224	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝ミュンヘン　NH217/NH218	～7月31日	運休
		東京（成田）＝デュッセルドルフ　NH209/NH210	～7月31日	運休
		東京（成田）＝ブリュッセル　NH231/NH232	～7月31日	運休
	オーストリア	東京（羽田）＝ウィーン　NH205/NH206	～7月31日	運休
	イタリア	東京（羽田）＝ミラノ　NH207/NH208	～7月31日	開設延期
	ロシア	東京（成田）＝ウラジオストク　NH883/NH884	～7月31日	運休
東アジア	中国	成田⇔瀋陽	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（羽田）＝北京　NH963/NH964	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（羽田）＝北京　NH961/NH962	～7月31日	運休
		東京（成田）＝北京　NH955/NH956	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		大阪（関西）＝北京	～7月31日	運休
		東京（成田）＝大連	～7月31日	運休
		大阪（関西）＝大連	～7月31日	運休
		東京（成田）＝青島	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝青島	～7月31日	運休
		大阪（関西）＝青島	～7月31日	運休
		東京（成田）＝武漢	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（成田）＝成都　NH947/NH948	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）NH959/NH960	～7月31日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）NH921/NH922	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）NH919/NH920	～7月31日	月・火・水・木・金・土曜日運休
		東京（羽田）＝上海（浦東）NH967/NH968	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（羽田）＝上海（浦東）NH971/NH972	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）NH973/NH974	～7月31日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）NH975/NH976	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝上海（虹橋）NH969/NH970	～7月31日	運休
		東京（成田）＝杭州	～7月31日	運休
		大阪（関西）＝杭州	～7月31日	運休
		東京（成田）＝厦門	～7月31日	運休
		東京（成田）＝広州	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（羽田）＝広州	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝深圳	～7月31日	運休

	香港	東京（羽田）＝香港　NH859/NH860	～7月31日	運休
		東京（成田）＝香港　NH811/NH812	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	金曜日のみ運行 NRT=HKG（NH1929/1930）
		大阪（関西）＝香港	～7月31日	運休
	台湾	東京（成田）=台北（桃園）	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山）NH851/NH852	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山）NH853/NH854	～7月31日	運休
	韓国	東京（羽田）＝ソウル（金浦）NH861 /NH864	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）NH865/NH868	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）NH867/NH862	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
東南アジア	タイ	成田＝バンコク　NH805/NH806	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		羽田＝バンコク　NH849/NH848	～7月31日	運休
		羽田＝バンコク　NH877/NH878	～7月31日	運休
		羽田＝バンコク　NH847/NH850	～6月30日	運休
			7月1日～	通常運航　※7月1～15日はNH850のみ運行
	ベトナム	成田＝ハノイ　NH897	～7月31日	運休
		成田＝ハノイ　NH898 （ハノイ発成田行き）	～7月31日	水・土曜日
		成田＝ホーチミン　NH833/NH834	日本発 ～7月31日	日本発：運休
			海外発 ～8月1日	海外発：火・木・土曜日
		羽田＝ホーチミン NH891/NH892	～7月31日	運休
	カンボジア	成田＝プノンペン NH817/NH818	～7月31日	運休
	ミャンマー	成田＝ヤンゴン　NH813/NH814	～7月31日	運休
	マレーシア	成田＝ｸｱﾗﾙﾝﾌﾟｰﾙ NH815/NH816	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	日本発：月・水 海外発：火・木
		羽田＝ｸｱﾗﾙﾝﾌﾟｰﾙ NH885/NH886	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
	シンガポール	成田＝ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ　NH801/NH802	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	日本発：火・木・土・日曜日 海外発：月・水・金・日曜日
		羽田＝ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ　NH843/NH842	～7月31日	運休
		羽田＝ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ　NH841/NH844	～7月31日	運休
	インドネシア	羽田＝ジャカルタ NH855/NH856	～7月31日	運休
		羽田＝ジャカルタ NH871/NH872	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	運休
		成田＝ジャカルタ NH835/NH836	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	日本発：土曜日 海外発：日曜日
	フィリピン	成田＝マニラ　NH819/NH820	7月2日～8月1日	NH820のみ月・水・土曜日運航
		羽田＝マニラ　NH869/NH870	～6月30日 ～7月31日	月・水・金曜日 火・木・土・日曜日 NH869　6月3日（水）・6月10日（水）運休
南アジア・オセアニア	インド	東京（羽田）=デリー　NH837/NH838	～7月31日	運休
		東京（成田）=ムンバイ　NH829/NH830	～7月31日	運休
		東京（成田）=チェンナイ　NH825/NH826	～7月31日	運休
	オーストラリア	東京（羽田）=シドニー （NH879/NH880）	日本発 ～7月31日 海外発 ～8月1日	日本発：月・火・木・土曜日 海外発：火・水・金・日曜日
		東京（羽田）＝シドニー （NH889/NH890）	～7月31日	運休
		東京（成田）=パース　NH881/NH882	～7月31日	運休

目次に戻る

2020年7月8日

日本航空　運航・運休・減便状況

方面	国名	区間	期間	状況
北米	アメリカ	羽田⇔ニューヨーク（JL006/JL005）	～7月31日	週2便
		羽田⇔ニューヨーク（JL004/JL003）	～7月31日	運休（8月1日のJL003便ニューヨーク発は運休）
		羽田⇔ボストン（JL008/JL007）	～7月31日	運休（8月1日のJL007便ボストン発は運休）
		羽田⇔シカゴ（JL010 /JL009）	～7月31日	週3便
		羽田⇔ダラス（JL012 /JL011）	～7月31日	週2便
		羽田⇔サンフランシスコ（JL002/JL001）	～7月31日	運休
		成田⇔サンフランシスコ（JL058/JL057）	～7月31日	週2便
		羽田⇔ロサンゼルス　（JL016/JL015）	～7月31日	週2便
		成田⇔ロサンゼルス　（JL062/JL061）	～7月31日	週1便
		関空⇔ロサンゼルス　（JL060/JL069）	～7月31日	運休 JL069（臨時便）：7月11日、18日　ロサンゼルス発
		成田⇔サンディエゴ　（JL066/JL065）	～7月31日	運休
		成田⇔シアトル　（JL068/JL067）	～7月31日	運休
		羽田⇔ホノルル　（JL072/JL071）	～7月31日	運休
		羽田⇔ホノルル　（JL074/JL073）	～7月31日	運休
		成田⇔ホノルル　（JL786/JL785）	～7月31日	運休
		成田⇔ホノルル　（JL784/JL783）	～7月31日	運休
		関空⇔ホノルル　（JL792/JL791）	～7月31日	運休
		名古屋⇔ホノルル　（JL794/JL793）	～7月31日	運休
		成田⇔コナ　（JL770/JL779）	～7月31日	運休
		成田⇔グアム　（JL941/JL942）	～7月31日	運休
		成田⇔グアム　（JL943/JL944）	7月1日～10月24日　※ ただし、9月19日,21～23日を除く	運休
	カナダ	成田⇔バンクーバー（JL018 /JL017 ）	～7月31日	週2便　※7月2日のJL017便バンクーバー発は運休
欧州	イギリス	東京（羽田）=ロンドン　JL041/JL042	～7月31日	運休
		東京（羽田）=ロンドン　JL043/JL044	～7月31日	週3便（減便）　7月1日から　週3便
	フランス	東京（羽田）=パリ　JL046/JL045	～7月31日	運休　7月1日から　週2便
	ドイツ	東京（成田）=フランクフルト　JL407/JL408	～7月31日	運休　7月1日から　週2便
	フィランド	東京（羽田）=ヘルシンキ　JL047/JL048	～7月31日	運休　7月1日から　週3便　JL047便/JL048便（臨時便）：7月3日
	ロシア	東京（羽田）=モスクワ JL049/JL040	～7月31日	運休　JL049（臨時便）：7月3日
		東京（成田）=ウラジオストク　JL423/JL424	～7月31日	運休
東アジア	中国	東京（成田）＝北京　JL869/JL860	～7月31日	運休（8月1日のJL860北京発は運休）
		東京（羽田）＝北京　JL021/JL022	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝北京　JL25/JL20	～7月31日	運休（8月1日のJL020北京発は運休）
		東京（成田）＝大連　JL829/JL820	～7月31日	週1便（減便）⇒7月9日～週２便
		東京（羽田）＝大連　JL23/JL24	～7月31日	開設延期
		名古屋（中部）＝天津　JL841/JL840	～7月31日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL873/JL876	～7月31日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL877/JL874	～7月31日	運休
		東京（成田）＝上海（浦東）JL879/JL872	～7月31日	運休（8月1日のJL872上海(浦東)発は運休）
		東京（羽田）＝上海（浦東）JL085/JL086	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝上海（浦東）JL089/JL080	～7月31日	開設延期（8月1日のJL080上海（浦東）発は運休）
		名古屋＝上海（浦東）JL883/JL884	～7月31日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）JL891/JL894	～7月31日	運休
		大阪（関西）＝上海（浦東）JL897/JL898	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝上海（虹橋）　JL081/JL082	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝広州　JL87/JL88	～7月31日	運休
	香港	東京（羽田）＝香港　JL29/JL26	～7月31日	成田－香港として週2便（減便）
		東京（成田）＝香港　JL735/JL736	～7月31日	運休
	台湾	東京（成田）=台北（桃園）　JL805/JL804	～7月31日	運休
		東京（成田）=台北（桃園）　JL809/JL802	～7月31日	週4便（減便）
		大阪（関空）=台北（桃園）　JL815/JL814	～7月31日	運休（8月1日のJL814台北（桃園）発は運休）
		名古屋（中部）＝台北（桃園）JL821/JL822	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山）JL097/JL098	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝台北（松山）JL99/JL96	～7月31日	運休
		東京（成田）＝高雄　JL811/JL812	～7月31日	週1便（減便）
	韓国	東京（羽田）＝ソウル（金浦）JL091/JL092	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）JL093/JL094	～7月31日	運休
		東京（羽田）＝ソウル（金浦）JL095/JL090	～7月31日	運休（8月1日のJL90ソウル（金浦）発は運休）
		東京（成田）＝釜山　JL957/JL958	～7月31日	運休
		東京（成田）＝釜山　JL969/JL960	～7月31日	運休（8月1日のJL960釜山発は運休）
東南アジア	タイ	羽田＝バンコク　JL031/JL034	～7月31日	JL034：週2便　JL031：運休
		羽田＝バンコク　JL033/JL032	～7月31日	運休
		成田＝バンコク　JL707/JL708	～7月31日	JL707：運休　JL708：週1便
		関空＝バンコク　JL727/JL728	～7月31日	運休（8月1日のJL728バンコク発は運休）
	ベトナム	羽田= ホーチミン　JL079/JL070	～7月31日	JL79：運休　JL70：週1便
		成田= ホーチミン　JL759/JL750	～7月31日	JL759：運休　JL750：週1便
		成田＝ハノイ　JL751/JL752	～7月31日	JL751：運休　JL752：週1便
	マレーシア	成田＝ｸｱﾗﾙﾝﾌﾟｰﾙ JL723/JL724	～7月31日	週2便（減便）
	シンガポール	羽田＝ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ　JL035/JL038	～7月31日	運休（8月1日のJL038シンガポール発は運休）
		羽田＝ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ　JL037/JL036	～7月31日	運休
		成田＝ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ　JL711/JL712	～7月31日	JL711:週3便（7月31日を除く）※シンガポール以遠へお乗り継ぎのお客さまはご搭乗いただけません。 JL712: 週2便
	インドネシア	成田＝ジャカルタ　JL725/JL726	～7月31日	週2便（減便）　JL725：7月1日運航、7月2日運休
		成田＝ジャカルタ　JL729/JL720	～7月31日	運休（8月1日のJL720ジャカルタ発は運休）
	フィリピン	羽田＝マニラ　JL077/JL078	～7月31日	運休
		成田＝マニラ　JL741/JL742	～7月31日	JL741：7月1日、22日、31日は運航 JL742：7月22日、31日は運航
		成田＝マニラ　JL745/JL746	～7月31日	JL745：週1便※7月17日、24日のJL745便成田発は運休 JL746：週2便
南アジア・オセアニア	インド	東京（羽田）=デリー　JL039/JL030	～7月31日	運休　JL030（臨時便）：7月16日
		東京（成田）=ベンガルール　JL753/JL754	未定	開設延期
	オーストラリア	東京（羽田）=シドニー　JL051/JL052	～7月31日	運休（7月1日・8月1日のJL052シドニー発は運休）
		東京（成田）=メルボルン　JL773/JL774	～7月31日	運休（7月1日・8月1日のJL774メルボルン発は運休）

目次に戻る

2020年7月9日

主な外航の運航、運休、減便状況

方面	国名	航空会社	区間	期間	状況
	アメリカ	デルタ航空（DL）	羽田―デトロイト線	～7月31日	週3便（減便）
				8月1日～8月31日	週4便（減便）
			羽田―ロサンゼルス	～7月31日	運休
				8月1日～8月31日	週3便（減便）
			羽田―ホノルル	～10月24日	運休
			羽田―シアトル	～8月31日	週4便（減便）
			羽田―ポートランド	～10月24日	運休
			羽田―アトランタ	～7月31日	運休
				8月1日～8月31日	週3便（減便）
			羽田―ミネアポリス	～10月24日	運休
			名古屋―デトロイト	～10月24日	運休
			名古屋―ホノルル	～10月24日	運休
			関西―ホノルル	～10月24日	運休
		ユナイテッド航空（UA）	成田―サンフランシスコ	7月6日～	通常運航
			成田―ニューヨーク		通常運航
			成田―デンバー	～8月3日	運休
			成田―ホノルル	～8月3日	運休
			成田―ロサンゼルス	～10月24日	運休
			成田―ヒューストン	～8月3日	運休
			羽田―サンフランシスコ	～8月3日	運休
			羽田―ロサンゼルス	～8月3日	運休
			羽田―シカゴ	7月7日～	週5便（減便）
			羽田―ニューヨーク	～8月3日	運休
			羽田―ワシントンDC	～10月24日	運休
			関西―サンフランシスコ	～10月24日	運休
			成田―ダラス	7月7日～	通常運航
			羽田ーダラス	7月11日～	週3便（減便）
			羽田―ロサンゼルス	～7月7日	運休
				7月8日～	1日1便運航
	カナダ	エアカナダ（AC）	羽田―トロント	～8月1日	運休
			成田―バンクーバー	7月6日～29日	運行曜日 火・木・金・土・日
			バンクーバー⇒成田	7月5日～28日	運行曜日 月・水・木・金・土
			成田―モントリオール	～8月1日	運休
			成田―カルガリー	～10月24日	運休
			関西―バンクーバー	～10月24日	運休
	メキシコ	アエロメヒコ(AM)	成田―メキシコシティ	～7月9日	週2便（減便）
				7月10日～	運休
	英国	ﾌﾞﾘﾃｨｯｼｭｴｱｳｪｲｽﾞ（BA）	羽田ーロンドン	7月2日～8月1日	週3便（減便）
			関西ーロンドン	～8月1日	運休
	スペイン	イベリア航空（IB）	成田ーマドリッド	～9月30日	運休
	ドイツ	ルフトハンザドイツ航空（LH）	羽田ーフランクフルト	～7月31日	週3便（減便）
				8月1日～8月31日	週5便（減便）
				9月1日～10月31日	通常運航
			羽田ーミュンヘン	～7月31日	運休
				8月1日～8月31日	週3便（減便）
				9月1日～10月31日	週5便（減便）
			関西ーミュンヘン	～7月31日	運休
				8月1日～8月31日	週3便（減便）
				9月1日～10月31日	週5便（減便）
			名古屋ーフランクフルト		運休
	スイス	ｽｲｽｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙｴｱﾗｲﾝｽﾞ（LX）	成田ーチューリッヒ	～7月31日	週2便（減便）
				8月1日～8月31日	週3便（減便）
				9月1日～10月31日	週5便（減便）
			関西ーチューリッヒ		運休
	オーストリア	オーストリア航空（OS）	成田ーウィーン		運休
	フランス	エールフランス（AF）	成田ーパリ	～8月31日	週3便（減便）
			羽田ーパリ	～8月31日	運休
			関西ーパリ	～7月5日	運休
				7月6日～8月2日	週2便（減便）
				8月3日～8月31日	週3便（減便）
	オランダ	KLMオランダ航空（KL）	成田ーアムステルダム	～7月22日	週6便（減便）
				7月23日～8月31日	通常運航
			関空ーアムステルダム	8月4日～8月31日	週5便（減便）
	フィンランド	フィンエアー（AY）	成田ーヘルシンキ	7月1日～	週3便（減便）
			名古屋ーヘルシンキ	～未定	運休
			関空ーヘルシンキ	～未定	運休

目次に戻る

2020年7月9日

主な外航の運航、運休、減便状況

方面	国名	航空会社	区間	期間(日本発基準)	状況
東アジア	韓国	エアプサン(BX)	成田－プサン　BX112/111		再開予定
			成田－プサン　BX114/113		再開予定
			成田ー仁川　BX118/117		再開予定
			関西ープサン　BX123/124 121/122	～9月17日	運休
			関西ー仁川　BX172/171		再開予定
		チェジュ航空（7C）	成田－仁川　7C1103/1104	7月1日～の月、火、木、土曜	特定日のみ運航
			関西－金浦　7C1381/1382 1383/1384	～7月31日	運休
			関西－仁川　7C1305/1306 3173/3174	～7月31日	運休
			関西－仁川　7C1301/1302	7月1日～31日の火、木、土曜	特定日のみ運航
			関西－釜山　7C1351/1352	～7月31日	運休
			関西－釜山　7C1353/1354	～7月31日	運休
		ジンエアー（LJ）	関西－仁川　LJ212/211	～7月22日の金曜	特定日のみ運航
			成田－仁川　LJ202/201	～7月22日の金曜	特定日のみ運航
		アシアナ航空（OZ）	成田ー仁川　OZ101/102	7月1日～	運航
			関西ー仁川　OZ111/112	7月1日～7月20日の火、金、日曜と7月21日～毎日	特定日のみ運航
		大韓航空（KE）	成田ー仁川　KE704/703	～7月31日	運航
			関西ー仁川　KE722/721	8月2日～	運航
東南アジア	香港	キャセイ航空（CX）	成田ー香港　CX521/520　6月16日はCX527/526で運航	～7月11日　7月12日～毎日	火木土のみ運航
			成田ー香港　CX509/524	～7月31日	運休
			関西ー香港　CX597/566	8月1日 ～	再開予定
			関西ー香港　CX507/506	8月1日 ～	再開予定
		香港航空(HX)	関西ー香港　HX617/616	8月1日 ～の月、水、金、日曜	再開予定
			関西ー香港　HX619/618	8月1日 ～	再開予定
			関西ー香港　HX633/632	8月1日 ～の月、水、木、金、日曜	再開予定
	台湾	エバー航空(BR)	成田－台北　BR197/198	7月の月、火、金、日曜	特定日のみ運航
			関西－台北　BR177/178		運休
			関西－台北　BR131/132	7月2, 4, 11, 16, 23, 30日	特定日のみ運航
		チャイナエアライン(CI)	成田－高雄　CI103/102		運休
			成田－台北　CI105/104	7月22,29日	特定日のみ運航
			成田－台北　CI101/100	7月の金曜	特定日のみ運航
		タイガーエア台湾（IT）	成田ー台北　IT201/200	～8月31日	木のみ運航
			関西ー台北　IT211/210	～8月31日	水のみ運航
	シンガポール	シンガポール航空（SQ）	関空ーシンガポール　SQ623/622	7月17～31日	金のみ運航
			成田ーシンガポール　SQ637/638	～7月31日	木土日のみ運航
	ベトナム	ベトナム航空（VN）	日本ーベトナム全便	～8月31日	運休
		ベトジェット(VJ)	日本ーベトナム全便	～9月15日	運休
		バンブー・エアウェイズ（QH）	成田－ホーチミン		運休
			関西ーホーチミン、ハノイ		運休
	タイ	タイ航空（TG）	関西ーバンコク TG623/622	～10月24日	運休
			日本ーバンコク全便	～10月24日	運休
	インドネシア	ガルーダインドネシア航空(GA)	羽田ージャカルタ　GA875/874	～7月31日	火金のみ運航
			成田ージャカルタ　GA881/880	期間終了	特定日のみ運航
			関西ージャカルタ　GA889,8894/888	7月9,16,23,30日 GA888は、7月の火曜	特定日のみ運航
			関西ーデンパサル　GA883/882	期間終了	特定日のみ運航
	マレーシア	マレーシア航空（MH）	成田ークアラルンプール MH71/70	7月13,16,20,23,27,30日,8月3,6,10,13,17,20,24,27,31日	特定日のみ運航
			関西ークアラルンプール MH53/52	9月2日～の火、木、日曜	特定日のみ運航
	フィリピン	フィリピン航空（PR）	成田ーマニラ　PR427/428	7月の火、金曜	特定日のみ運航
			成田ーマニラ　PR431/432	～8月1日	運休
			羽田ーマニラ　PR421/422	7月3日と7月の水、日曜	特定日のみ運航
			羽田ーマニラ　PR423/424	～8月1日	運休
			名古屋ーマニラ　PR437/438	6月26日～の月、金曜	特定日のみ運航
			関西ーマニラ　PR407/408	～8月1日	運休
			関西ーマニラ　PR411/412	7月の火、金曜	特定日のみ運航
			成田ーセブ　PR433/434	7月2日	特定日のみ運航
中国	中国	中国国際航空(CA)	成田ー浦東　CA930/929	～7月31日	木のみ運航
		中国南方航空(CZ)	成田ー瀋陽　CZ628/827	～8月31日	木のみ運航
		春秋航空(IJ)	成田ー哈爾浜　IJ213/214	～8月31日	日のみ運航
		天津航空(GS)	日本発着全便	～7月15日	運休
		山東航空(SC)	日本発着全便	～7月31日	運休
		厦門航空(MF)	関西発着全便	～8月29日	運休
			成田ー福州　MF810/809	～8月31日	火金のみ運航
		吉祥航空(HO)	羽田ー浦東　HO1386/1385	～7月1日	運休
			関西ー浦東　HO1336/1335	期間終了	火のみ運航
			関西ー浦東　HO1334/1333	～7月31日	火のみ運航
		上海航空(FM)	関西ー浦東　FM821/822	～7月31日	運休
		中国東方航空(MU)	関西ー大連　MU2793/2794		運休
			関西ー南京　MU2859/2860		運休
			成田ー浦東　MU524/523	～7月31日	6月の金,7月の金日のみ運航

目次に戻る

2020/7/9

在日大使館査証情報

国名	外国籍の入国に対する処置
アメリカ合衆国	・6月22日付で、一部非移民ビザによる米国入国の停止・制限措置（注：一部非移民ビザの発給制限措置）等に関する大統領布告が発表。この布告は，6月24日（水）午前０時１分（米国東部夏時間）に発効（以下布告の抜粋）。 以下の非移民ビザに基づく外国人の米国への入国は、本布告Section3の条件の下、停止・制限される。 (1)H-1Bビザ、H-2Bビザ(これに同伴・合流する外国人を含む) (2)Jビザ(インターン、研修生、教師、キャンプカウンセラー、オペア(au pair)、 サマーワーク&トラベル(SWT)プログラムに参加しようとする場合)(これに 同伴・合流する外国人を含む) (3)Lビザ(これに同伴・合流する外国人を含む) ※本布告は2020年12月31日に失効するが，必要に応じ延長することが可能。 ※詳細は、右記日本大使館サイトを参照：https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=92958 ・非移民ビザの面接を停止。3月19日またはそれ以降の非移民ビザの予約は全てキャンセル。 ・ビザ申請料金は支払日より1年間有効。 ビザ面接が再開され次第、有効期限内で新たに申請料金を支払わず再度面接予約可能。 ・ESTA申請の最新情報：SNS関連情報(過去5年間に使用したFacebook等のSNSサービス名とそのID名)の入力が必須に。
アラブ首長国連邦	アブダビ政府は、４日付けの発表で，他の首長国からアブダビ首長国への入国に際して必要とされCOVID-19検査の陰性証明（過去４８時間以内）については，アブダビ首長国以外で取得したものに限るという方針を変更して，アブダビ首長国内で取得した陰性証明も同様に有効であると発表しました。 ・ エミレーツ航空は、ドバイ発大阪行きを７月７日から、ドバイ発東京行きを７月８日からそれぞれ運航再開すると発表 ・７月７日以降、ドバイ空港についてのみ、日本人へのオンアライバルビザの運用が再開。なお、在外ＵＡＥ大使館で事前に取得する就労、家族滞在等の在留資格の発行開始時期等については未発表。 ・６月２９日、日本政府は水際対策に関する新たな措置を発表し、ＵＡＥから日本に入国する全ての方に対する、入国時のＰＣＲ検査の実施、入国後１４日間の公共交通機関の不使用、及び入国後１４日間の指定場所での待機等の検疫措置について、７月末日まで延長することを発表。 ・６月２日からアブダビ首長国で行われている移動制限について，６月２５日時点の状況は以下の通り： （１）他の首長国からのアブダビへの入域は，事前に許可された職種を除き終日禁止。入域を希望する場合は，アブダビ警察に許可を申請する必要がある。アブダビ空港から出国する場合は，当日の航空券とパスポートを所持することで足り，事前の許可取得は不要。なおアブダビ警察は，搭乗者ではない運転手や家族が送迎のためにアブダビに入る場合は，個別に入域許可が必要となるが，許可される保証はなく公共タクシーの利用を推奨するとしています。 （２）アブダビ首長国域内では自由に移動可能。ただし労働者キャンプに居住する者については，同首長国内外への移動は禁止。 （３）アブダビから他の首長国へ出る場合は事前の許可は不要。ただし労働者キャンプに居住する者は除く。 ・ドバイからの出入国の制限緩和等の最新情報：６月２２日以降、一定の条件下で、ドバイで発行された在留資格（UAE Residence Visa）を持っていて現在ＵＡＥ国外にいる方の再入国が認められます。また６月２３日以降、ＵＡＥ在留資格をもっている方のドバイからの出国と再入国が認められます。７月７日以降は一定の条件下で、ＵＡＥ在留資格を持っていない方に短期滞在のためのドバイへの入出国が認められます。ただし日本人向けの入国ビザの取得方法は、現時点で未公表です。関連サイト：https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20200623update.pdf ・3/23(月)より書類認証手続きは大使館指定代行業社4社のみ。旅行代理店からの手続き不可。 ・他の首長国からアブダビ首長国への入国は４８時間以内にCOVID-19検査の陰性結果を受け取った者のみ許可。 ・これまでのアブダビ警察のウェブサイトを通じた許可申請が不要になりました。
イギリス	・英国政府は６月８日以降、全ての英国への入国者に対して１４日間の自己隔離を義務付けてきましたが、７月１０日以降、日本を含む免除リストに掲げられた国・地域からイングランドへの入国者については自己隔離の義務を免除すると発表。この免除措置はイングランドへの入国に対してのみ適用される措置で、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドへの入国についてはそれぞれの地方政府が別途公表予定。イングランド入国に先立つ１４日間に免除リストに掲げられた国・地域以外に滞在又は立ち寄った場合は、この免除措置の対象外。
イタリア	・5月18日から、次の首相令が適用：伊に入国する人は何ら症状がなかったとしても、地域を管轄する保健公社の予防局（Dipartiment di prevenzione）に対しイタリアに入国したことを通報する義務を負うとともに、健康観察下におかれ、宣誓書に記した住居あるいは居所で14日間の自己隔離に付される。※入国には、利用する公共交通機関への自己宣誓書提出義務等諸条件あり 【移動に関する規定】 ・上記地域以外からイタリアに入国する者（外交官等一部例外あり）は，引き続き１４日間の自己隔離義務を負う。 ●6月30日，ＥＵ理事会は，ＥＵ域外からの入域制限の段階的解除に関する勧告を採択して公表しました。同勧告には，日本を含む１５カ国が解除対象国として共通リストに掲載されていますが，制限解除の具体的方策は各EU加盟国に委ねられています。 ●イタリアにおいては，この勧告を受けて，保健省命令を発出しました。 保健省の発表によれば，ＥＵによる共通リストで指定されたうちの（相互主義に基づく中国を除く）１４カ国からイタリアへの往来が自由となりましたが，イタリアにおいてはシェンゲン域外から来る全ての人に対して，６月１１日首相令により既に実施されている予防的自己隔離措置と健康観察を維持するとされています。すなわち，同命令により，ビジネス目的及び観光目的を含む日本からイタリアへの渡航についても規制がなくなりましたが，自己隔離措置と健康観察は維持されています。 ●なお，６月１１日首相令により，予防的自己隔離措置と健康観察は７月１４日まで継続とされていますが，７月１５日以降の措置については，次の首相令により定められることになります。 ●欧州地域における人の往来は緩和されますが，引き続き，新型コロナウイルス感染防止に努めることをお勧めします。

インド	・7 月3 日、インド民間航空局（DGCA）は国際旅客便の運航禁止措置を7 月31 日まで延長すると発表。 ・大使館・領事館に来館の上での査証申請は不可。 ・就労ビザと一部のビザ（公用・プロジェクト・乗務員）を除き、発給済みのビザは一時的に使用不可 ・インド政府による国際旅客便運航禁止措置が解除されるまで就労ビザと一部のビザ（公用・プロジェクト・乗務員）を除き発給済みのビザは使用一時停止（同居ビザは使用不可）。~~但し、入国する際には必ず、日本会社及びインド会社で発行した渡航理由書を持参のこと。~~⇒「渡航理由書が必要」という情報が現時点で公式情報として再確認出来ないため、渡航が可能となった際に必要な書類を確認する必要あり ・在インド日本大使館より6月9日付で入国制限の緩和に関して通達されたが、実質的にはロックダウン解除後までは渡航は不可能とのこと。（在日インド大使館確認済）
インドネシア	・公共交通機関の利用による国内移動の際に必要な新型コロナウイルス検査結果陰性証明書の有効期間が、１４日間に緩和。空路での国内移動についての詳細は，御利用の航空会社のHP等を参照。また，利用条件等詳細についても直接各社に問い合わせる事。 ・7/1(水)付の在日インドネシア大使館発表の情報によると、インドネシアの全てのビザカテゴリーにおいて有効なVTTをお持ちの方のビザ申請受付が再開。申請に際し以下２点の追加書類の提出が必要　1.申請日を含め７日以内に発行されたPCR検査に基づく陰性証明書　2.検疫同意書要 ・現状でインドネシアへの入国が許可されている日本人は、原則KITAS所持者（失効者も含む）又は国家戦略的プロジェクト参加者のみとなりますのでご注意下さい。 ・インドネシアへの入国/トランジット停止（全国籍対象）ただし、有効な滞在許可（KITAS、永住許可）とリエントリーの保持者、外交/公用ビザ保持者、その他、特別な許可を持つ場合は入国可能。 ・入国の際は上記の英文健康診断書（入国7日前までに発行されたもの）および、誓約書が必要。 入国時には健康診断書原本の提出が必要。大使館サイトでは発行から7日間以内のものの提出を推奨（健康診断書内容：呼吸器の感染症（発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、呼吸困難）にかかっていない旨を明記） ・インドネシア保健省は、健康証明書にPCR検査の結果を記載することを求め、 健康証明書にPCR検査の結果が陰性であることを示す記載のない者に対しては、インドネシア到着時に迅速抗体検査(Rapid Test)を含む追加的健康検査を実施し、 新型コロナウイルスに感染していない、または、感染に特有の症状がないと判断された場合には、インドネシアへの入国が認められる旨通達。なお、本措置は既に実施が開始。 ・取得済みビザで、入国規制措置が解除された時点でビザ有効期間内のものは使用可能となる予定。 ・2020年1月1日以降に発行された失効済ビザについて、オンラインを通じ再有効化が可能となる予定。再有効化されたビザ(査証)は、インドネシア政府よりCOVID-19の収束表明が発出されてから90日間有効となる。 　※入国時には健康証明書及び自主隔離についての誓約書の提出が必要 ・2020年1月以降に発行されたTELEX VISA/許可書（未使用に限る）は、コロナ収束表明となった日から60日以内であれば使用可（ビザ申請可）となる予定。 　※インドネシアへの入国/Visa Telex と Visaの自動再有効についての公式案内：https://kbritokyo.jp/visa/ 　※コロナ終息後の実際の対応については、コロナ終息宣言時に要確認 ・インドネシア保健省は、5月22日付の通達第338号において、スカルノハッタ国際空港（ジャカルタ）とジュアンダ国際空港（スラバヤ）での入国手続きに当たり、入国者が事前にPCR検査を行っていない場合、同空港到着時の迅速抗体検査（Rapid Test）が陰性でも、PCR検査を実施することを発表。在インドネシア日本大使館によると、PCR検査の結果の待ち時間は最長4日間程度で、政府指定の宿泊施設での待機が要請される。宿泊施設の利用料金は入国者側の負担となっており、入国後は14日間の自主的な隔離が必要だ。なお、入国資格に変更はなく、滞在許可（KITAS、KITAP）の保有者か、外交・公用査証保有者に限られる。KITAS、KITAPの有効期限が切れている場合も、例外的に再入国が許可されている。 在インドネシア日本国大使館7/03発表：新型コロナウイルス対策に係るインドネシア政府の入国規制（よくある御質問：ＦＡＱ） https://www.id.emb-japan.go.jp/info20_20j_nyukokuFAQ.html
ウズベキスタン	査証申請受付停止。再開未定。3月30日0時1分から4月20日0時1分までの間、ウズベキスタン国内の全空港が全ての業務を停止し、 航空路線の運行を完全に停止。 ・６月１４日，当地報道機関はウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会が翌１５日より，国際線航空便の運行再開を認めたと報じた。報道によるとウズベキスタンで投資プロジェクトに取り組む外国企業等の専門家などについて，出入国が認められることとなっている。また国ごとに衛生疫学上の状況に従って，緑，黄，赤色に分類し，ウズベキスタン到着前１４日間について，日本を含む緑色国家に滞在していた者については検疫措置を免除するとのこと。但し、乗り継ぎ等例外もあるため当情報の詳細は都度確認要。
エジプト	ビザ申請・受領は郵送対応。国際航空便は7月1日より、段階的に運航再開予定。
オーストラリア	●7月７日（火）よりグレーターメルボルン地域の居住者に対し，NSW州への入州が規制されます。 ●更に7月8日（水）よりVIC州とNSW州の州境が閉鎖されます。 ●７月６日、ＡＣＴ政府は、７日午後１１時５９分からＶＩＣ州からＡＣＴへの来訪（ＡＣＴ住民を除く）を、同措置の免除措置を受けていない限り、拒否する旨発表しました。 ●ＡＣＴ住民はＡＣＴに戻ることが可能ですが、ＶＩＣ州を離れて以降１４日間の自己隔離が求められます。 NSW州、VIC州及びACTを除き、入州にあたり14日間の自己隔離が義務づけられている。

カタール	・(8月1日から9月15日まで)カタール居住許可所有者は、カタールへの渡航許可及び政府承認ホテルの14日間のパッケージ予約がなければ，カタール便への搭乗はできません。カタールへの渡航許可が確定するまでは，隔離パッケージを予約しないことをお勧めします。8月1日よりカタール入国が許されるのは、選ばれた(新型コロナウイルス感染)低リスク国からのカタール居住許可所有者に限られます。許可手続、低リスク国のリスト等詳細については、関連政府機関によって資格及びガイドラインが確定した際に公表いたします。当ページを定期的にご確認ください。 ・カタール居住許可所持者を含む外国籍者の、カタール入国を停止。本措置は3月16日から14日間とされていたところ、4月1日に期限未定で延長が発表された。
カナダ	・カナダ政府による外国人の入国制限により、カナダ国籍とカナダの永住権所持者、その近親者(Immediate Family)以外は、成田空港で搭乗手続きの際にCanada Border Services Agency (CBSA)と連絡を取り、カナダへの渡航が必須(Essential)であるか否かの確認作業あり。この渡航の可否はCBSAによって判断され、就労ビザや留学ビザを所持する方でもCBSAにより最終の渡航可否が判断される。 ・5月8日より、 Port of Entry Letter of Introduction取得済み、 かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダに入国が認めらる。 https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/iec.html ・カナダへの入国者は、症状の有無にかかわらず14日間の自己隔離が義務(例外職種あり)。違反者には罰則適用。 ・全ての入国者に対し、入国時に隔離計画の聴取が行われる。65歳以上の高齢者や、基礎疾患のある人と接触する場所での隔離は認められない。隔離場所は食料や必要な医薬品等、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要有。 ・カナダ国籍者、カナダ永住権保持者以外には入国制限あり。 ・5月21日までとされていたカナダ・米国間の国境制限について、~~6月21日まで延長すると発表。~~ 7月21日まで延長 【 航空機を利用する乗客への検温の義務化】 （１） ６月１２日，カナダ連邦政府は，航空機を利用する乗客に対して検温を義務化し，段階的に実施する旨発表。 （２）この措置は以下のとおり段階的に実施。 〇第１段階　６月３０日までに，カナダ行きの国際線の出発前に，乗り継ぎの場合は乗り継ぎ地において検温が実施。 〇第２段階　７月末までに，現在，カナダ国内で国際線を受け入れる空港として指定される主要空港（モントリオール，トロント，カルガリー，バンクーバー）の出発場所に検温を行う施設が設置。 〇第３段階　２０２０年９月までに，以下の空港の出発場所に検温を行う施設が設置。 セントジョンズ，ハリファックス，ケベックシティ，オタワ，トロント・ビリービショップ，ウィニペグ，レジャイナ，サスカトゥーン，エドモントン，ケローナ，ビクトリア（３）なお，発熱している場合は，発熱の理由を証明する医療証明書を持つ者を除き，搭乗を拒否され，１４日を経過した以降に再予約することが指示されます。 参考サイト https://www.canada.ca/en/transportcanada/news/2020/06/temperature-screening-to-be-required-for-travellers-at-canadian-airports.html ・２９日，カナダ連邦政府は新型コロナウイルスに伴う入国制限措置（免除対象あり）を7月31日まで，カナダ入国の際の14日間の隔離措置を8月31日まで延長しました。
ガーナ	査証発給一時停止（再開時期未定）人の移動を止めるための陸海空のすべての国境封鎖措置を、 ５月３１日（日），アクフォ＝アド大統領は，国民向けの演説を行い，現在実施されている人の移動を止めるための陸海空すべての国境封鎖措置を別途通知するまで延長することを発表。
韓国	・6月12日より、すべての海外入国者は入国から3日以内に診断検査を受けることとなりました。なお入国後14日間の自宅・施設隔離は引き続き義務づけられています。 ・すべての査証申請者に対する査証審査を強化。ビザ申請時には、健康状態確認書/隔離同意書/病院診断書の提出が必要（詳細は大使館HPを参照）。http://overseas.mofa.go.kr/jp-ja/index.do 2020年4月5日まで外国人に発給した短期査証(90日以内に在留)の効力が暫定的に停止。 韓国国民に対して入国禁止措置を取った国・地域に対しては、相互主義レベルで査証免除・無査証入国を制限。査証発行停止中,入国も不可。
カンボジア	・カンボジア保健省は，カンボジア入国時の防疫措置で生じる費用について，6月11日以降にカンボジアに到着する外国人渡航者は自己負担となる旨発表。これらの費用（具体的な費用は右記HPの項目防疫措置で生じる自己負担額”を参照https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000271.html）の支払いに充てるために，カンボジア到着時に指定された銀行に最低3,000米ドルをデポジットとして預け入れなければならないとされています（発表によれば，現金またはデビットカードでの支払い）。 ・観光ビザ，e-visa，アライバルビザ（到着時に空港で入手できるビザ）の発行が停止。 ・カンボジアへの渡航を希望する者は，海外のカンボジア大使館・総領事館等で，事前にビザを取得要。 ・カンボジア『入国』の72時間前以内に保健当局などから発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書を提示しなくてはならない。 ・カンボジアでの滞在期間をカバーし、なおかつ治療費の保険金額が5万米ドル以上の保険証書を提示しなくてはならない。 ・カンボジアに入国する全ての渡航者（カンボジア人を含む）は，到着時に検疫を実施。プノンペン空港到着の場合、付近のポチェントン空軍基地内の施設やプノンペン都内の病院に移動した後PCR検査を行い(結果判明までにおよそ1日を要するとのこと)、乗客の中に陽性の者が確認された場合乗客全員が保健省の指定する施設で14日間の隔離措置となる。上記施設の宿泊料等は自己負担となる。乗客全員の陰性が確認された場合には、自宅などで2週間の自主隔離が指示される。その場合も自主隔離13日目にPCR検査が行われる。当入国制限は、カンボジア保健省及びWHOが，新型コロナウイルスの感染が収束したと評価するまで実施。 ・6月24日，日本人の方が，カンボジア入国の際，簡易抗体検査に基づき作成された陰性証明書を提示したところ， 入国拒否処分となり，日本にそのまま帰国する事例が発生しました。本件について当館からカンボジア保健省に照会したところ，PCR検査に基づいて作成された陰性証明書（英語。日本語は不可）でなければ入国を認めないとの回答を得ました。 これまでカンボジア政府は，入国の条件として「カンボジア入国の72時間前以内に保健当局から発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書（いわゆる陰性証明書）を提示すること」とのみ規定しており，検査方法について明示的な指定はありませんでしたが，現在の運用では，PCR検査に基づく陰性証明書を提示しなければ，同様に入国拒否される可能性があります。カンボジアへの渡航を予定されている方におかれては，PCR検査に基づく陰性証明書を取得するようにしてください。

クウェート	３月23日より、領事業務が一時停止。又、Eビザ及びアライバルビザも発給停止。 ● 新型コロナウイルスの影響に伴い、大使館業務が一時的に停止されていましたが、 7月6日より再開し、当面の間、申請・受領時間は 以下の通りとなります。 申請時間　月～木　11:00～13:00　(金曜日は申請不可) 受領時間　月～金　11:00～13:00 ●商用旅客便の再開計画 【本　　文】 １．商用旅客便の再開計画 ８月１日からの段階的な商用旅客便の運航再開が決定され，民間航空総局が運行再開の計画を発表しました。 (1)第１段階 期間：２０２０年８月１日～２０２１年１月３１日 空港稼働率：最大３０％ １日最大１００便まで，旅客数は１０，０００人までとする (2)第２段階 期間：２０２１年２月１日～２０２１年７月３１日 空港稼働率：最大６０％ １日最大２００便まで，旅客数は２０，０００人までとする (3)第３段階 期間：２０２１年８月１日～ 空港稼働率：１００％ 一日最大３００便までとする（旅客数は３０，０００人以上を許容）
サウジアラビア	○各種査証及び居住許可証の有効期間延長に関する内務省発表 ２　各種査証及び居住許可証の有効期間延長に関する内務省発表 ７月５日，内務省は，新型コロナ感染症に伴う影響緩和策の一環として，各種査証及び居住許可証の有効期間延長にかかる措置について以下のとおり発表しました。 （１）在留の外国人（expatriates）の最終出国査証(final exit visa)の有効期間を無料で延長する。 （２）出国・再入国査証（exit and return visa）を取得し現在サウジアラビア国外にいる外国人の期限切れの居住許可証（Iqama）の有効期間を無料で３か月間延長する。延長対象となる居住許可証は，サウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れるものに限る。 （３）サウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れる未使用の外国人の出国・再入国査証の有効期間を無料で３か月間延長する。 （４）現在国外にいる全ての外国人の出国・再入国査証の有効期間を無料で３か月間延長する。延長対象となる出国・再入国査証は，サウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れるものに限る。 （５）現在国内にいる外国人の居住許可証及び居住査証（visit visa）の有効期間を無料で３か月間延長する。延長対象は，サウジアラビアにおける出入国制限措置が実施されている期間に期限が切れるものに限る。 参考：サウジ国営通信：https://www.spa.gov.sa/viewfullstory.php?lang=en&newsid=2106603#2106603 ビザ申請予約受付停止。（東京VFSセンター閉鎖） 日本は観光ビザ以外のビザの利用者に対する入国制限対象国とはなっていませんが、入国制限対象国 からのフライトだけでなく、入国制限対象国以外からのフライトもキャンセルされるケースや フライトの搭乗を拒否されるケースもあり、入国および出国に影響が生じている。 ● 外出禁止措置の解除および感染防止対策を行った上での経済，商業活動は再開されましたが，引き続き陸路国境，国際航空便は停止されています。
シンガポール	・4月9日23時59分から、入国するすべてのシンガポール国籍者、永住者、長期滞在ビザ保持者は、 指定SHN施設で14日間の隔離となっている。短期滞在（観光・商用等）目的での入国と乗継も不可。 ・今般，この14日間のSHNに加え，全ての入国者に対してSHNの終了前に検査を実施することとします。検査は2020年６月17日２３：５９からシンガポールに入国する全ての者に適用されます。これは，特に無症状感染者によるリスクを考慮した，ウイルスを検出するための追加的予防策です。これら検査の結果を踏まえ，今後更に検査要件を変更する可能性もあります。 検査は，SHN期間終了の数日前に，指定されたコミュニティ検査施設で行われます。SHN対象者には，SMSにより指定時間と会場の情報が通知されます。SHN対象者は，居所から指定された検査施設への移動の際には自家用車または指定交通機関を利用しなければなりません。検査終了後も同様に自家用車又は指定交通機関で直ちに居所に戻る必要があります。公共交通機関を利用することはできません。 ・検査体制が整ったことを受けて，シンガポールに入国する全ての渡航者がSHN施設（指定ホテル等）に滞在するという従来の要件も更新されます。 2020年６月17日２３：５９以降シンガポールに入国する全ての者で，入国前の連続14日間にオーストラリア，ブルネイ・ダルサラーム，香港，日本，マカオ，中国本土，ニュージーランド，大韓民国，台湾，ベトナムに滞在していた旅行者は，SHN施設でSHNを行う必要がなくなります。 ・長期滞在ビザ保持者は，自身またはそのご家族が所有するか，一人で入居している自宅又はホテルなどの適切な宿泊施設で，自費により14日間のSHNを行うことができます。 ・シンガポールに入国するその他の渡航者は，当分の間14日間SHN施設でのSHNに服する必要があります。

スペイン	・ＥＵ・シェンゲン域外国居住者へのスペイン入国制限が一部解除（当面７月３１日２４時まで有効。延長や変更の可能性あり） 入国制限解除対象国　**※対象は解除対象国の「居住者（residentes）」であり「国籍」ではないため、注意が必要。** アルジェリア，豪州，カナダ，ジョージア，日本，モンテネグロ，モロッコ，ニュージーランド，ルワンダ，セルビア，韓国，タイ，チュニジア，ウルグアイ，中国 ・空港及び港湾におけるスペイン入国時の手続きについて：７月１日保健省は，空港及び港湾からスペインに入国する全ての者に対し，(a)申告書面の提出，(b)検温，(c)目視によるチェックを課す旨の規則を官報に掲載し同日発効され、政府により新型コロナウイルスに係る衛生上の危機的状態の終了が宣言されるまで有効。具体的な措置については、保健省規則の右記サイトを参照 https://boe.es/boe/dias/2020/07/01/pdfs/BOE-A-2020-6927.pdf
タイ	・７月２日タイ民間航空局は、６月２９日付の航空機及び乗客のタイ乗り入れに関する告示を廃止し新たな告示を発出。その告示にはタイ民間航空局により離発着が許可される飛行機として「第２項（７）第３項において王国への飛行が許可されている者を乗せている航空機」が追加。この結果タイへの入国許可を得た方はタイ人の帰国便以外の便での入国も可能となるが、最新情報を都度確認要。 ・タイ政府は６月３０日までタイ国内全土を対象に適用することとしていた非常事態宣言を、７月３１日まで延長する旨を発表。 ・2020年3月25日に発表された非常事態宣言により、以下の条件に当てはまる方のみタイへの渡航が可能。以下条件に当てはまらない方は、タイへの入国は原則禁止。 〇首相もしくは非常事態における責任者が必要性に応じ例外として許可した場合 〇必要性のある輸送者（ただし業務終了後は早急に出国すること） 〇業務のために入国する必要があり、出国の日時が明確に定められた乗り物の操縦者もしくは管理担当官 〇外交/公用/UNパスポートを所持している者、タイ外務省が必要に応じて許可した個人もしくは機関の職員（その家族を含む） 〇タイ国籍ではなく、労働許可証と再入国許可証を既に所持している者、タイ政府機関から就労を許可されている者（WP3は含みません） 〇タイ国籍者で、タイ大使館発行の証明書と健康上問題がなく、航空機の搭乗可能であると記載がある英文診断書を所持している者 上記詳細は、右記大使館サイトを参照　http://vabo.thaiembassy.jp/vabo/ ・上記の条件に当てはまる方でタイへの入国をご希望の場合は、タイ外務省の許可が必要。渡航の際にはタイ大使館発行の渡航許可証が必要になり、許可証はタイ外務省の許可が下りた者にのみ発行。なお、 1.　現状況で特別にタイへ入国する者（但し、上記条件に当てはまる方に限る）は、入国後必ずタイ政府が定めたホテルへ14日間滞在する必要あり（費用は全て自己負担）。 2.　タイ滞在中治療費の補償額が10 万米ドル以上あり、新型コロナウイルス治療にも対応している保険への加入が必要。 上記詳細については、都度最新情報を確認する事。 ・大使館ホームページの予約手配サイトが閉鎖(ビザ申請不可)
台湾	・台湾外交部は６月２４付で発出したプレスリリースに関し，以下の２点について規定を変更する旨を発表。 （変更１）ＰＣＲ検査について搭乗前３日以内との規定を，搭乗前３営業日以内に変更する。 （変更２）有効な居留証を所持する者については，ＰＣＲ検査の陰性報告の提出は不要とする。 ※上記変更点については、都度最新情報を確認する事。 ・観光(一般的社会訪問を含む)と就学を目的とする入境を除き、外国人の入境制限を6月29日から緩和する。これにより、ビジネス目的、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流、求職目的であれば、台湾の在外公館／在外事務所に必要書類を提出し、審査を経て特別入境許可を取得すれば入境が可能となる。詳細は、右記外務省サイトを参照の事https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=93138 ・衛生福利部疾病管制署は６月１７日付で、短期滞在（３か月以内）のビジネス関係者に対する水際措置の一部緩和について発表（詳細は右記外務省サイトを参照）。https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=92642 ・日本国籍の無査証入国不可。3月18日までに発行された査証はすべて無効。 ・3月19日以降発行の居留査証(ただし就労および帯同家族のみ)は有効となり、入境も可能で査証面に「特別許可」の文言が記載される。居留証がない場合は基本入境不可だが、就労および帯同家族の居留査証を所持しこれから居留証を申請する場合は入境可。 ●６月２２日から，短期のビジネス関係者に対する水際措置について以下のとおり一部緩和する予定。 【条件】　①台湾滞在日数が３か月以内であること　②ビジネス目的（検品，アフターサービス，技術指導・研修，契約等）であること　③感染リスクが「低い」国／地域（低感染リスク国／地域），又は「やや低い」国／地域（低中感染リスク国／地域）からの渡航者であること　④搭乗前14 日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国／地域への渡航歴がないこと　⑤受入機関の関連証明書類，搭乗前３日以内のＰＣＲ検査陰性証明，訪台中の行程表，防疫計画書を提出すこと。 【対象国・地域及び緩和措置】　①低感染リスク国・地域：ＮＺ，豪州，マカオ，パラオ，フィジー，ブルネイ，ベトナム，香港，タイ，モンゴル及びブータン　→　入境後５日間防疫ホテル滞在後，ＰＣＲ検査，結果陰性の場合，入境後２１日間の自主健康管理（注）への変更申請が可能となる。　②低中感染リスク国・地域：日本，韓国，マレーシア，シンガポール　→　入境後７日間防疫ホテル滞在後，ＰＣＲ検査，結果陰性の場合，入境後２１日間の自主健康管理への変更申請が可能となる。 （注）自主健康管理とは，各自に以下の行動を求めるもの。①毎日自ら検温すること，②現地衛生当局にＳＮＳで健康状況を報告すること，③外出時はマスクを着用すること，④毎日の行動・接触歴を記録すること，⑤日程表に記載されたとおりの限定的ビジネス活動に従事すること及び⑥公共の場所への出入りを極力自粛すること。

中国	・Ｚ（駐在ビザ）に関し、現在発行されるビザは新規駐在/就労更新/就労中の方でもその殆どがMビザとしての申請・発給となる。現状況下でZビザの取得が希望の場合、申請資料として「有効な工作許可」と「政府発行のバーコード付き（PU）招聘状」がを提出の上緊急申請してみる事は可能。但し、Zビザとして発給されるかは領事判断となる（Zの発給が却下された場合、ビザの申請自体に問題がなければMビザ発給となる）。 ・中国東京ビザセンターの営業時間（6月22日～）＞ ※引き続きコロナ流行時特別ルールとして、緊急を要する方のビザ・認証申請のみ対応。 申請：月曜日、水曜日のみ（営業時間10:00-14:00） 受領：火曜日、木曜日のみ（営業時間14:00-16:00頃） ・東京・大阪の中国ビザセンターでの査証および認証受付停止（再開時期未定） 3月31日正午(中国時間)から、(1)ビジネス、(2)親族訪問目的の訪中のみ滞在期間が15日間までの 査証免除措置のすべてを暫定停止。 中国当局がこれまでに明らかにしている外国人入境措置は以下のとおりです(現在も有効なもののみ)。 1.中国のビザ・居留許可を既に受けている外国人に対する措置 ・入境が暫定停止されている外国人 現在有効な訪中ビザ、居留許可、APECビジネストラベルカードを持つ外国人 ・入境が可能な外国人 外交、公務、礼遇、乗務員(C)ビザ、3月27日以降に発行されたビザ、永久居留許可を持つ外国人 ・中国に滞在中の外国人 現在、ビザ又は居留許可を保有して中国に滞在している外国人の停留・居留期間の 2ヵ月間延長(コロナウイルス感染予防コントロール期間中の措置。終了期間は別途通知される) 2.中国のビザ・居留許可がない外国人に対する措置 ・日本人に対する訪中ビザ免除措置すべて暫定停止 ・その他、効力が暫定停止されるビザ免除措置等 寄港地ビザ、24/72/144時間通過ビザ免除、海南省入境ビザ免除、上海クルーズ船ビザ免除、 香港・マカオ地区の外国人が団体で広東省に入境する際の144時間ビザ 免除、ASEANからの旅行団体が広西チワン族自治区に入境する際のビザ免除。 ・東京中国ビザセンターでは、5月20日以降は週２日のみ緊急を要するビザ・認証申請者向けに臨時対応。事前に緊急性を要する旨を明記した中国現地政府、または現地企業の判子付き説明書を用意し、他申請書類と共に東京中国ビザセンターにて審査のうえ、許可された場合のみ緊急申請が可能。
ドイツ	ドイツへの出入国について「十分に合理的な理由のない者」については、当該出入国を拒否される。 ただし、ドイツ国籍者及びドイツの滞在資格を有する外国籍者は再入国可能(感染の疑いの場合でも入国可)。 体温測定の措置は実施されない。(終了期限は未定) ・フランス、オーストリア、スイスとの国境、イタリア、スペイン(スペインは6月21日まで延長）との空路国境における暫定的国境管理は6月15日まで延長する。 ・ルクセンブルクとの間の暫定的国境管理は、5月15日をもって終了する。 ・デンマークとの国境における国境管理については終了する用意がある。その時期については、今後デンマーク政府と合同で決定する。(6月15日で終了) ・ＥＵ域外国境に関しては、第三国からの入国制限を6月15日まで延長するとの欧州委員会提案に応じる(6月30日まで延長)　● ６月１５日，ドイツ連邦保健省は，概要以下のとおりドイツ入国にあたっての検疫措置について発表しています。これを受けて，今後，各州政府はそれぞれ検疫措置を発表する予定ですので，各州政府の発表にご留意ください。 １．ドイツ入国前１４日以内にリスク地域に滞在した場合は，感染予防法に基づき，到着後遅滞なく自宅または滞在先に向かい，原則としてその後１４日間の隔離措置が義務化される。 ２．リスク地域は，その者がドイツ入国時点で，感染リスクが高いとしてロベルト・コッホ研究所が公表した国・地域である。（当館注：６月１５日現在，日本からの入国は対象外となる見通し） https://www.rki.de/covid-19-risikogebiete ３．上記１の該当者は，リスク地域から入国・帰国したことについて管轄の保健所に連絡しなければならない。管轄の保健所は以下で検索可能（郵便番号検索）。 https://tools.rki.de/plztool/ ４．上記１に基づく隔離義務の例外は以下のとおり。 下記の例のように，各州政令において認められている例外に該当し，かつロベルト・コッホ研究所の基準に従って，新型コロナウイルス（Covid-19）に係る感染症状がない場合。 ○トランジット（乗り継ぎ）の場合。 ○入国前４８時間以内に，新型コロナウイルス感染テストの結果が陰性であると診断書により証明できる場合。ただし，この場合の診断書は，ロベルト・コッホ研究所が以下のサイトで発表する欧州諸国またはその他の国のものに限る（１５日現在未発表）。 https://www.rki.de/covid-19-tests　●6月30日のEU理事会勧告を踏まえて，ドイツ連邦政府は，7月1日，第三国からの入国制限を段階的に解除する旨発表しました。この措置は7月2日午前0時から実施されます。 ●ドイツ連邦外務省ウェブサイトでは，8か国（日本は含まれない）からの入国制限を解除する旨公表されており，日本からのドイツ入国にあたっての入国制限措置は，当分の間継続されます。 ●なお，ドイツにおける検疫措置（入国後14日間の自宅隔離）については，ロベルト・コッホ研究所が発表するリスク地域に従って，各州政府により決定されますが，現在のところ日本からの入国者については検疫措置の対象外となっています。　【参考】 ・ドイツ連邦外務省（第三国からの入国） https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/covid-19/2296762 ・ドイツ連邦内務省プレスリリース https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/pressemitteilungen/DE/2020/07/aufhebung-einreisebeschraenkung.html ・ロベルト・コッホ研究所（リスク地域） https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Risikogebiete_neu.html

トルコ	・新型コロナウィルス感染拡大防止のため、外国人に課されていたトルコ共和国への入国制限が解除。従って有効なビザ保持者又はビザ免除の外国籍の方は、トルコへ渡航することが可能となる。第三国での乗り継ぎでトルコへ渡航することも可能。 ・トルコに到着する全ての乗客は健康診断を受け、症状がある方はPCR検査へ。結果が陽性の場合は治療が必要だが、陰性の場合１４日間の隔離は不要。 ・空路でトルコに渡航する際には全員マスクを着用する必要あり。 **・２０２０年３月２３日をもって停止されていたビザ申請の受け付けを再開。**ビザ申請における全ての制限は解除。 ・トルコ内務省は５月３１日２４時をもってトルコ全土の都市間移動制限の解除等につき、概要を発表。公共交通機関（飛行機、列車・電車、バスなど）を利用しての都市間移動については、今後ＨＥＳコード（以下サイト参照）の事前取得が必須となる。 https://www.turkishairlines.com/en-tr/announcements/coronavirus-outbreak/hes-code/
ナイジェリア	・7月8日から国内線の運航を段階的に再開する旨を発表。国際線については引き続き、発着停止措置が継続。 ・査証業務は一時停止。再開日時は未定。 ・すべての渡航者を対象に、事前のPCR検査を求める新たな検疫措置を発表しました。また、 ナイジェリアに到着した方は、入国場所が所在する市又は州(つまりラゴス又はアブジャ)において、14日間の自主隔離が求められます。 乗客が、ラゴス又はアブジャに居住していない場合，自費で宿泊施設を手配する必要があります(なお，ナイジェリア連邦政府は、宿泊施設や住居への交通手段を提供する責任を負わない由です)。
パキスタン	・6月19日，パキスタン政府は， ６月２０日０時０１分から，GWADARとTURBATを除く全てのパキスタン国内の国際空港を発着する国際便について，制限付きの運航が認められることとなる旨を発表。 ・ビザ申請・受領は郵送対応。 ・パキスタン政府は６月１５日，新型コロナウィルス感染症（COVID-19）対策のため，感染拡大が深刻な２０都市において制限措置を実施すると発表。 　今回公表された，制限措置の対象となる都市はイスラマバード，カラチ，ラホール，クエッタ，ペシャワール，ラワルピンディ，ファイサラバード，ムルタン，グジュランワラ，スワート，ハイデラバード，サッカル，シアルコット，グジャラート，ゴーキ，ララカナ，カイルプール，DGカーン，マラカンド及びマルダン。各地の制限対象地区については，当該州や地域によって，決定・公表した内容が異なる。 　イスラマバード市内においては，既にG-9/2，G-9/3及びカラチ・カンパニーが封鎖されており，また，I-8,I-10,ガウリタウン，バラコフ，G-6及びG-7が新たなホットスポットとして監視され封鎖される可能性があるとのことです。 　※対象区域及び制限内容は変更される可能性がありますので，報道等をご確認の上，対象地域に近づかない様にしてください。 ●６月２０日，パキスタン航空当局は国際線に関する標準運用要領（SOP s ）を変更しました。同SOPによれば，全乗客を対象としたPCR検査は実施せず，今後はサーモグラフィによる検温，健康申告書の提出及び同申告書に基づく専門家による問診を実施します。当局により問題なしと判断された乗客については自宅等への移動と最低１４日間の隔離を勧告されます。また、発熱又は何らかの症状が認められた乗客については，現場の専門家より，隔離の必要性について判断がなされる。 ●パキスタン保健当局は，入国した全ての乗客の携帯番号等の情報を記録し，追跡システムを用いてフォローアップを行うとの事。 ●パキスタン政府は， ６月２７日から，パキスタン国内の国際空港より出国する国際便の搭乗客に対して，入国時と同様のスクリーニング（健康チェック）を実施し，新型コロナウィルス感染症の症状を有している乗客については搭乗を認めないこととする旨を発表。
パプアニューギニア	査証を申請する際に、健康問診表（定型フォーム）が追加で必要。 査証取得に際し本国照会となる可能性も有り、その場合は取得までに日数がかかる可能性も有。 ・PNGにおける非常事態宣言は６月16日（火）深夜をもって解除されました。国際線の運航，国境封鎖，入国後の14日間隔離等の水際対策についてもこれまでと同様の制限を維持するとされています。
バングラデシュ	バングラデシュ政府（民間航空局）が7月5日付で発表した措置は以下のとおりです。 1　新型コロナウイルスの蔓延を防ぐため，定期国際フライトの乗り入れ停止措置の期限を更なる通知があるまで延長する。（対象国及び地域）バーレーン，ブータン，香港，インド，クウェート，モルディブ，ネパール，オマーン，サウジアラビア，シンガポール，タイ（当館注：中国，英国，カタール，アラブ首長国連邦に加え，**今回マレーシア，スリランカ，トルコが対象国から除外されました。**）・新型コロナウイルスの影響により、ビザ申請に際し英文健康診断書が追加で必要。指定用紙および指定病院は無いが新型コロナウイルス感染に関する項目は必須。又、ビザ取得日数が原則5日～6日に延長 ・バングラデシュ政府（民間航空局）が発表した措置は以下の通り： 2　有効な査証を持つ外国人については，バングラデシュ入国の際，新型コロナウイルス陰性（COVIT-19 Negative）であることが記載され，かつ渡航前72時間以内に取得した，英訳付きの診断書（Medical Certificate）を提出する必要あり ・日本とバングラデシュを結ぶ国際線は乗継便も含めて欠航しており、当地に入国する方法は無い状態。 ・国内線フライトについては，限られた規模で6月1日から再開する。 ●バングラデシュ政府（民間航空局）が６月１１日付で発表した措置は以下のとおりです。 1　新型コロナウイルスの蔓延を防ぐため，定期国際フライトの乗り入れ停止措置の期限を更なる通知があるまで延長する。 （対象国及び地域）バーレーン，ブータン，香港，インド，クウェート，マレーシア，モルディブ，ネパール，オマーン，サウジアラビア，スリランカ，シンガポール，タイ，トルコ，~~アラブ首長国連邦~~ 2　バングラデシュ入国の際，有効な査証を持つ外国人については，渡航前７２時間以内に取得した新型コロナウイルス陰性（COVID-19 Negative）であることが記載された英訳付きの診断書（Medical Certificate）を提出する必要がある。　・６月１６日から，バーレーン，ブータン，香港，インド，クウェート，マレーシア，モルディブ，ネパール，オマーン，サウジアラビア，スリランカ，シンガポール，タイ，トルコ及びアラブ首長国連邦からの商用旅客機の受入れを停止する。　・６月１４日から，海外投資家及びビジネス関係者に対し，到着査証の発給を再開する。同国の査証申請時及び入国時に，ＰＣＲ検査による新型コロナウイルス陰性を証明する健康診断書（英訳添付。渡航７２時間前に要取得。）を提出しなければならない。既に査証取得済みで今後入国する場合は，入国時に同様の健康診断書を提出する必要がある。

ブラジル	●最新の外国人に対する入国制限措置に関する政令について： １ 短期滞在目的の査証(訪問ビザ（VIVIS：VISTO DE VISITA）)を所持する場合と，訪問ビザ免除の場合のいずれについても，芸術活動，スポーツ活動，ビジネス活動目的の場合のみ入国が可能であり，他の目的での入国は不可。観光目的での入国は不可。(第6条) ２ 伯国内の空港で国際トランジットを行う場合には，引き続き，入国管理カウンターを通過して入国することはできず，空港国際エリア内で再搭乗を行う必要がある。 ・6月30日付でブラジル政府は、ブラジルへの陸路・空路及び水運による外国人の入国を国籍に関わらず制限する措置を、一部要件を緩和しつつ３0日間延長する旨発表。その抜粋情報は、以下の通りです。 〇この政令で定める制限は，国籍にかかわらず，居住する意図を有しない短期滞在目的の訪問ビザを所持する外国人，又は，芸術活動やスポーツ活動，ビジネス活動を行う目的で訪問ビザが免除された外国人が，空路で入国することを妨げるものではない。（第6条） 〇この政令で定める制限は，国籍にかかわらず，次に掲げる目的で，一定期間居住する意図を有する外国人及び一時滞在ビザを有する外国人が，空路で入国することを妨げるものではない。（第7条） 研究，教育又は学術交流/学業/就労/投資/家族との面会/有期契約の芸術活動又はスポーツ活動 ※詳細につきましては、ブラジル語の原文サイトをご参照下さい：http://www.in.gov.br/en/web/dou/-/portaria-n-340-de-30-de-junho-de-2020-264247695）
フランス	・欧州域外からフランスへの入国規制緩和措置に関し、日本からフランスへの渡航者向けの入国規制緩和についての大使館サイト：https://jp.ambafrance.org/article15891 ・首相訓令が，以下の仏政府法令サイトに掲載されました。入国審査の際必要に応じてフランス官憲に提示できるよう，印刷して携行するか，携帯画面で提示できるようダウンロードを推奨。 http://circulaires.legifrance.gouv.fr/index.php?action=afficherCirculaire&hit=1&retourAccueil=1&r=45013 （※ページ中段の赤字で「Instruction relative a l'ouverture progressive et differenciee des frontieres exterieures」と記載されている下にある「consulter（PDF，74ko）」のボタンをクリック） ・7月1日以降日本を含む以下（1）～（13）の欧州域外諸国（注）からフランスに入国する者に対し，コロナウィルスの感染拡大防止の観点から実施していた入国制限を解除。これに伴い，以下13か国からの入国者については，「国際移動適用除外証明書」及び「新型コロナウィルスの症状がない旨の宣誓書」の携行や14日間の自主隔離も不要。（注）欧州域外諸国：EU加盟国，アンドラ，アイスランド，リヒテンシュタイン，モナコ，ノルウェー，英国，サンマリノ，バチカン及びスイス以外の国 （１）オーストラリア　（２）カナダ　（３）韓国　（４）ジョージア　（５）日本　（６）モンテネグロ　（７）モロッコ　（８）ニュージーランド　（９）ルワンダ　（10）セルビア　（11）タイ　（12）チュニジア　（13）ウルグアイ ※上記の国のリストはEU理事会の勧告・感染状況の推移及び相互主義の尊重を考慮しつつ，少なくとも15日ごとに更新される予定。 ※上記以外の国から入国する場合、入国制限等の最新情報を都度確認する事。 ・留学生の仏国入国時の所要手続きは、簡易化。留学生ビザ及び滞在許可証は優先的に発給される。 ●2020年7月1日以降、以下の項目に該当する申請予定者に限って在日フランス大使館のホームページで事前申請予約が可能。 ・学生およびテスト生（短期および長期滞在）・ 就労目的の長期滞在者（3カ月以上） ・長期滞在者の同行家族（3カ月以上）・フランスへの再入国者（Visa de retour）
フィリピン	・大使館でのビザ申請受付停止（再開時期未定） ・発給済みのビザ無効化・日本籍を含む査証免除国籍の入国は一時停止 ・6月1日からマニラ首都圏を修正広域隔離措置（MECQ）から一般的隔離措置（GCQ）に移行すると発表 ●国内線の搭乗，州境をまたぐ国内移動等に際しては，原則として，移動証（トラベル・パス，トラベル・オーソリティ）等の携行が必要となります。詳細については，ご利用の航空会社，関係の各地方行政機関等にご確認ください。
ベトナム	・ベトナム航空便、8月末まで日本ーベトナム路線の定期便運休を決定 ・査証発給業務を一時停止。 ・原則日本籍を含むすべての国籍が入国不可。ただし航空会社が搭乗を許可すれば、入国可能な場合あり。入国時は新型コロナウイルス陰性を証明する英文診断書を提出。
ペルー	●6月26日（金）付の官報にて，ペルー政府は，国境の閉鎖の継続等の措置を含む国家緊急事態令の延長（7月31日（金）まで）を公表しました。概要は以下の通りです。国家緊急事態令の発令中（7月31日まで）は，国境閉鎖を継続し，人道上の理由以外での交通便及び人の国境を越えた移動を停止する（貨物の移動については含まれない）。
香港	６月２日，ソフィア・チャン食物衛生局長官は記者会見を行い，香港の入境規制措置等につき以下のとおり延長することを発表。 なお，査証を事前に取得して香港に入境する場合には，香港居民として扱われます。 ・中国本土，マカオ，台湾からの入境規制措置（香港居民，非香港居民ともに入境できるが１４日間の強制検疫）を ７月７日まで延長。 ・海外からの入境規制措置（香港居民は１４日間の強制検疫）を９月１８日まで延長。 なお、非香港居民は引き続き無期限入境禁止。 ・6月1日より、香港国際空港での乗り継ぎが段階的に再開。詳細は、各航空会社の規定等要確認。

マレーシア	・7月6日マレーシアの出入国手続について、当館ウェブサイトの以下のページを更新いたしましたので、御案内いたします 主な更新内容は以下のとおりです。・入国時の流れについて、現時点の情報を「RMCO期間中の入国に関するフローチャート」のページにまとめました。 ・マレーシア当局によれば、出発前のPCR検査の代替措置としてマレーシア到着時に有料で検査を受けることが可能とのことです。 ・マレーシア国防省及びマレーシア国際貿易産業省によれば、現在マレーシアに滞在中の駐在者がマレーシアから自国に一時出国する場合は、緊急又は医療上の理由でのみ認められ、また、一時出国後に再入国する場合にはマレーシア入国管理局長の事前承認を得る必要があるとのことです。ただし、現時点では、本件について、マレーシア入国管理局等の関係機関からのガイドライン等の正式な発表はまだ行われておらず、詳細について明らかではないため、当局に問い合わせるか、今後の発表をよく御確認ください。 これらのほか、詳細は上記の各ページを御確認ください。 〇在留邦人、渡航者の皆様におかれては、引き続き、マレーシア関係当局及び各種メディアから、最新の情報を入手するよう努めてください。各州政府が独自の規制を行っている場合もありますので、お住まいの地域の状況について、報道や各州政府ウェブサイト・SNS等を通じ、御自身での情報収集に努めてください。 ・6月19日，イスマイル・サブリ上級大臣兼国防大臣が，定例記者会見において今後のマレーシアへの入国手続に関して発言。詳細は次の在マレーシア日本大使館サイトを参照 https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_19062020B.html ・６月１日から，出国日の３日前までにマレーシア大使館又は高等弁務官事務所に対し隔離施設滞在費用の支払いに関する約定書を提出し，入国管理局からの承認状を得ることが，マレーシア行き航空便搭乗の条件となる。 https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_25052020.html ●6月10日付で入国管理局駐在者サービス課（ESD）が，一部の駐在者等の入国時の手続に関する指針を発表。対象区分は： ・現在国外に滞在中で既に有効なパスを取得している駐在者（expatriate），技能労働者（skilled worker）及び知識労働者（knowledge worker） ・現在国外に滞在中でパスが失効した駐在者，技能労働者及び知識労働者 ・現在国外に滞在中で新規にマレーシアに着任する駐在者，技能労働者及び知識労働者 ・現在国外に滞在中の駐在者，技能労働者及び知識労働者の扶養家族（dependents）及び外国人メイド（foreign maids） （※ただし，上記の駐在者，技能労働者及び知識労働者については，業務関係省庁から主要職（key posts）又は技術職（technical posts）と認められた者に限られます。） ●手続の主な手順は以下のとおりです。 ・扶養家族，外国人メイド並びに新規に着任する駐在者，技能労働者及び知識労働者については，業務関係省庁の駐在者委員会（EC）から承認状（Approval Letter）を受領する。（新規でない駐在者，技能労働者及び知識労働者については不要。） ・業務関係省庁からサポートレター（Support Letter）を受領する。（扶養家族及び外国人メイドについては不要。） ・企業から pbf@imi.gov.my 宛てに電子メールで（駐在者，技能労働者及び知識労働者についてはサポートレターを添付して）入国許可申請を行い，入国承認状（Entry Approval Letter）を受領する。 ・マレーシア入国前3日以内にPCR検査を受け，陰性証明書を受領する。 ・マレーシア到着時に入国承認状と陰性証明書を提示する。到着時のスワブ検査は保健省の指示がある場合に受検する。 ・14日間の自宅隔離に服する。 ※問い合わせ先：駐在者サービス課（ esdhelpdesk@imi.gov.my ）又は業務関係省庁 ・ マレーシアの出入国手続について，当館ウェブサイトの以下のページを更新いたしましたので，御案内いたします。 ・特に，6月23日，マレーシア入国管理局駐在者サービス課（ESD）は，下記の一部の駐在者等として同局が入国を承認した日本国籍者については，6月24日からマレーシア入国前3日以内のPCR検査受検義務の適用除外となることを発表しました。 ●一部の駐在者等のマレーシア入国時に必要な手続（2020年6月24日） [https://www.my.emb-japan.go.jp/itpr_ja/newinfo_10062020.html]
ミャンマー	・ミャンマー政府内の関係省庁宛てに内部通達が出され、その中でミャンマー国内におけるプロジェクト、経済活動、建設業および関連事業のため、外国人がミャンマーに入国する際には、関係国において発行された「陰性証明書」の他、ミャンマーに入国する飛行機搭乗前に1週間の自宅隔離を行った旨記載した証明書を携行すること、ミャンマー入国後は1週間の施設隔離措置および鼻粘膜を採取する方法によるPCR検査を受け、陰性結果が出た後に自宅隔離を1週間行った上で職場出勤を許可するよう、調整および実施していく旨が指示されている。 ・ミャンマー外務省は、5月31日までとしていた以下の入国制限措置を、6月30日まで延長する旨発表。 (1)感染ハイリスク国からの入国制限措置並びに全ての国に対するアライバルビザ及びe-ビザ発給の暫定的な停止措置 (2)全ての外国人入国者に対する陰性証明書の提示義務づけ ●２７日，ミャンマー政府は，６月３０日までを期限として発表していた各種制限措置（通達，声明，国民へのお願い，指示等）について，これまで緩和された措置を除いて，７月１５日まで延長する旨発表しました。 また，国際旅客便の着陸禁止措置と入国制限措置については，７月３１日まで延長する旨発表がありましたので併せお知らせします。
南アフリカ	5段階に分類したナショナル・ロックダウンの警戒レベルを6月1日からは警戒レベルを3に引き下げると発表しています。しかし引き続き、ナショナル・ロックダウンのレベル1または2まで引き下げない限り、渡航者は陸路、空路(帰還のためのチャーター機や臨時便を除く)、海路とも南アの出入国ができない状況です。
メキシコ	・メキシコ・米国国境における不要不急の移動制限が，７月２１日まで延長実施されることとなりました。関連情報は，以下のＵＲＬをご覧ください。https://www.mx.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00162.html
モザンビーク	モザンビーク政府は以下のとおり強化する旨発表。 ・モザンビークへの入国査証の発給を停止し、すでに発給された査証を取り消す。 ・全ての渡航者に対し、14日間の自宅隔離を義務づける。 ・新たな査証の発給停止は，短期査証（一次，数次）が対象。 ・既に発給された査証の取り消しは，短期査証（一次，数次）の発給を受け，いまだモザンビークに入国していない方が対象（数次査証で入国し，一度出国した場合，その査証は取り消されます。）。 ・就労査証等の長期滞在査証を所持している方は取り消しの対象外（入国後14日間の自宅隔離が義務づけられます。）。 ・6月28日付で、国家非常事態の7月29日午後11時59分まで再延長を発表。

ロシア	・6月25日付で、ロシア政府は高度な専門性を持つ外国人（HQS）のロシアへの入国制限を一部解除（入国は条件あり）。これを受けて、在日ロシア大使館領事部でもHQSの労働ビザ申請受付を開始。ビザ申請に当たり、連邦保安庁と内務省の特別リストに名前が記載されていること、それがわかる書類のコピーの提出が必要。 ・現時点では、具体的にどのような書類なのかは大使館領事部でも把握できておりません。また、大使館サイドからこの特別リストを調べることは出来ないとのこと。その他の申請に必要な書類は従来同様となります。 ・通常の業務ビザの申請受付は現時点では再開されておりません。 ・査証申請受付不可（再開時期未定）、ロシア国籍以外は入国制限措置を5月1日以降も期限を定めず延長する。ロシア首相府は、3月27日0時00分以降、ロシア国民の本国帰還及びロシア政府の個別の決定に基づく便以外の全ての国際線フライト(定期便及びチャーター便)の停止を決定。 ・ロシアにいる親族の世話をする必要がある場合に限り、6月15日よりビザ申請を受け付けるとのこと。（電子ビザは不可）申請時にはそれを証明する何らかの資料を添付する必要がある。

目次に戻る

東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県・大阪府・兵庫県・福岡県 パスポートセンター情報

東京都	通常通り
神奈川県	<休止する申請窓口>●横須賀出張窓口　●平塚出張窓口 ＜交付窓口受付延長時間の休止＞ ●県内すべてのパスポートセンター（市町のパスポートセンターを含む）において火曜日・水曜日の受付延長時間は休止。 ＜休止期間＞令和2年4月14日（火曜日）から当面の間（予定）※緊急事態宣言が延長された場合は、休止期間を延長。
千葉県	通常通り
埼玉県	＜交付時間が短縮する窓口＞　●狭山市窓口(当面の間) その他の窓口は通常通り
愛知県	通常通り
大阪府	通常通り

目次に戻る

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
アメリカ合衆国	在アメリカ合衆国日本国大使館 アンカレジ領事事務所 在アトランタ日本国総領事館 在ボストン日本国総領事館 在デンバー日本国総領事館 在デトロイト日本国総領事館 在ハガッニャ日本国総領事館 在ホノルル日本国総領事館 在ヒューストン日本国総領事館 在ロサンゼルス日本国総領事館 在マイアミ日本国総領事館 在ナッシュビル 日本国総領事館 在サンフランシスコ日本国総領事館 在シアトル日本国総領事館 在シカゴ日本国総領事館 在ニューヨーク日本国総領事館 在サイパン領事事務所｜在ハガッニャ日本国総領事館 在ポートランド領事事務所	在日米国大使館・領事館	【7/9更新】 ３月２１日に米国疾病予防管理センター（ＣＤＣ）が新型コロナウイルスに関する日本の旅行健康情報をレベル３（不要な渡航延期勧告）に引き上げたことにより，日本から米国への入国者は，入国後１４日間，自宅等で待機の上，健康状態を観察し，周囲の者と距離を置くこと（socialdistancing）が求められる。 ●（アラスカ州） ６月６日から，州外からの全渡航者に対し，１４日間の自主隔離を義務付ける。ただし，陰性証明があった場合、免除される場合がある。 ●（北マリアナ諸島） ６月２０日から，原則として，島外からの全渡航者は，一部条件が満たされれば，１４日間の隔離措置が免除される。 ●（グアム） 原則として１４日間の自主隔離が必要。ただし、到着前７２時間以内に行われたＰＣＲテストによる陰性証明書がある場合は、自主隔離７日目に再度ＰＣＲテストを受けて陰性であれば隔離が解除される。 ●（ハワイ） ２週間の隔離措置について、渡航前の検査を条件に、８月１日から解除することを決定。	【7/9更新】 現在50州が段階的な自粛解除を行い、経済活動を一部再開。カナダ/米国の国境制限は、7月21日まで継続予定。 新型コロナウイルスの感染拡大の情勢を利用して，電話，メール等により個人情報を不正に入手して悪用するケースが増加しているとして，米国司法省等が注意を呼びかけています。 ワシントン DC DC DMV（DC Department of Motor Vehicle）の対面サービスが全ての場所で開始中。対面サービスは完全予約制。 ニューヨーク州 ７月７日、NY州，NJ州，CT州による移動勧告の対象州が１６州から１９州へと拡大。 - 対象州：以下の基準を満たす州 - 対象州となる基準：直近７日間の平均で，陽性者数が１０万人当たり１０人以上又は陽性率が１０％以上の州 フロリダ州 ７月７日、マイアミデード郡は，９日から，映画館やコンサートハウス等の営業や一定の規模以上のレストランの店内営業（屋外席及びテイクアウト，デリバリーを除く）を再度禁止する旨の命令（Order）を発表。	【7/9更新】 在日米国大使館及び領事館は、非移民ビザ及び移民面接を一時的に停止します。この措置は、外交・公用ビザまたは移民ビザ申請には該当しません。 領事との面接が必要でないビザ申請は引き続き受け付けます。 【ビザ発行制限】 2020年6月22日付で、特定の移民ビザと非移民ビザ（H-1B、H-2B、L及び一部のJの発給が2020年12月31日まで一時停止。この大統領令によって現在有効なビザが取り消されることはありません。また、７月６日、米国移民・関税執行局（ICE）は、新型コロナウイルスの影響により９月からの新年度の授業を全てオンライン授業とする大学・高校などについては外国人留学生に対する証(ビザ)発給を行わないと発表。

主要路線　一部運航スケジュール【7/9更新】

●成田⇔ニューヨーク（NH10/NH9）	週2便	成田発　水・日曜日運航　ニューヨーク発　月・木曜日運航
●羽田⇔シカゴ（JL10/JL9）	週3便	羽田発　月・木・土曜日運航　シカゴ発　月・水・土曜日運航
●成田⇔シカゴ（NH12/NH11）	1日1便	
●成田⇔ロサンゼルス（NH6/NH5）	1日1便	
●羽田⇔ロサンゼルス（JL16/JL15）	週2便	羽田発　月・木曜日運航　ロサンゼルス発　火・金曜日運航
●成田⇔ダラス（AA60/AA61）	週3便	羽田発　月・水・土曜日運航　ダラス発　月・木・土曜日運航
●成田⇔サンフランシスコ(UA838/UA837)	1日1便	
●羽田⇔シアトル（DL166/DL167）	週4便	羽田発　火・木・土・日曜日運航　シアトル発　火・木・金・日曜日運航
●成田⇔グアム(UA197/UA196)	週3便	成田発　火・木・土曜日運航　グアム発　　火・木・土曜日運航

目次に戻る

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
インド	在インド日本国大使館 在ムンバイ日本国総領事館	インド大使館	【7月7日】更新 インド民間航空局(DGCA) によると国際民間旅客機の運航停止措置を2020年7月15日23：59まで延長することを決定しました。	【7月6日】更新 咳やくしゃみがあるときにはマスクを着用して鼻と口を覆う。 マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。 密閉空間，密集場所，密接場面を避け，ソーシャル・ディスタンスを確保する。 アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目，鼻， 口などに触れる前に手洗いをする。 ６月２９日，インド内務省は，ロックダウン措置の更なる緩和に伴う新たな ガイドラインを発出しました。同ガイドラインによると，州境を越える移動についての制限はなくなり通行許可証は不要とされているほか，夜間外出自粛の時 間帯が午後１０時から午前５時までに短縮されます。一方，学校等の教育機関や 映画館，ジム，劇場等は閉鎖が継続されるとのことです。また，特別に許可された場合を除き，国際旅客航空便の運航は引き続き停止されます。さらに，州政府 が独自に特定の活動を禁止・制限することができるとされています。 デリー空港入場時に，皆様の健康状態について申告するSelf Reporting Formの記入・提出が求められております。ご自宅等で，印刷できる環境にある方は，下記リンクからフォームをダウンロードし，お一人につき同一のものを2部，ご準備ください。なお，印刷することが難しい方は，空港ビル入口付近においても配布される予定ですので，そちらをご利用ください。 https://drive.google.com/file/d/1yCSy5Sljf-jTqsTR2v7FqcHP8NarMWJg/view?usp=sharing ●６月１日，インド内務省は，外国人の入国制限の緩和に関するガイドラインを発表しました。同ガイドラインによれば，非定期商用便またはチャーター便によってインドへ渡航する商用及び就労目的の外国人は入国が可能とされています。なお，上記目的で入国を希望する外国人は，新たな査証を取得の上，インド保健・家庭福祉省のガイドラインに基づき，原則，入国後最初の７日間は政府指定施設での隔離措置となり，その後，更に７日間の自主停留措置が義務付けられるとのことです。 ●インドでは引き続き新型コロナウイルスの感染者が増加しており， 日本外務省が発出している感染症危険情報については，インドは「レベル３：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」となっています。 インド内務省の通達で認められることとなった非定期便での外国人の入国については現時点では十分な運用実績がありません。 運用や手続きについては，随時領事メールにてお知らせします。 https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=91931 （各種情報が入手できるサイト） インド政府広報局ホームページ https://pib.gov.in/indexd.aspx インド保健・家庭福祉省公式ツイッター https://twitter.com/MoHFW_INDIA インド入国管理局ホームページ https://boi.gov.in/ 在日インド大使館ホームページ https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html 外務省海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/ 厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html 首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html 【問い合わせ先】 在ムンバイ日本国総領事館・領事班 電話（９１－２２）２３５１－７１０１ メール：　ryoji@by.mofa.go.jp	【6月10日】更新 2020年6月10日現在、インド内務省より発表された外国人の入国制限の緩和に関するガイドラインにより非定期商用便またはチャーター便によって渡航する商用及び就労目的の外国人は新たなビザを取得して入国が可能になりました。 https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/

〇運航スケジュール【6月25日】更新
●日本航空（JAL）羽田－デリー 7月31日まで運休、成田－ベンガルール 開設延期
●全日空（ANA）東京（羽田）=デリー、東京（成田）=ムンバイ、東京（成田）=チェンナイ　7月31日まで運休

目次に戻る

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
インドネシア	日本国大使館 在スラバヤ日本国領事館 在デンパサール日本国領事館 在メダン日本国領事館	インドネシア在日大使館	【5月29日】更新 (1)インドネシアへの入国/トランジット停止（全国籍対象）ただし、有効な滞在許可（KITAS、永住許可）とリエントリーの保持者、外交/公用ビザ保持者、その他、特別な許可を持つ場合は入国可能。 (2)日本にて搭乗手続き時必要な追加書類について ・発行日から7日以内の英文健康証明書(PCR検査結果の有無は問いません) ・インドネシア国籍以外の方は査証や居留許可証 (3)入国の際は英文健康診断書が必要です。PCR検査結果の記載は必須では御座いませんが、入国後の対応が異なります。 PCR検査結果表記が無い場合：入国時にPCR検査が実施されます。結果がでるまで約4日間は政府用意のホテルにて隔離されます(有料)結果が陰性の場合、さらに14日間の自主隔離が求められております。 日本でPCR検査陰性証明が入手出来る場合：入国後の14日間自主隔離が求められております。尚、入国時に日本でのPCR検査取得に関する背景を問われる事が御座いますので、説明できる準備が必要です。	【7月9日】更新 (1)ジャカルタ首都特別州における大規模な社会制限の実施 自宅外でのマスク着用等が義務付けられております。 (2)帰省禁止措置に伴う国内移動制限（本邦帰国のための空路移動）について インドネシア国内線利用時の必要書類が変更となりました。 下記、いずれかをご用意下さい。 ・搭乗日前14日以内に実施されたPCR検査の陰性証明書 ・搭乗日前３日以内に実施された迅速抗体検査（rapid test）の陰性証明書 なお、PCR検査/迅速抗体検査を実施する施設がない都市から出発する場合は、同地の病院/保健所の医師が発行するインフルエンザに似た症状がないことを示す証明書でよいとされています。 (3)インドネシア国内地上移動(ジャカルタへの移動)について インドネシア国内移動制限に基づき、日本への帰国等でスカルノ・ハッタ国際空港に移動する際，ジャカルタ首都特別州を陸路での出入域を伴う場合は，ＳＩＫＭ(出入域許可証)の事前取得が必要です。取得は，ジャカルタ首都特別州政府のウェブサイトにてオンライン申請・取得になります。URLは下段を参照下さい。 (4)インドネシア入国管理局事務所 業務一部再開のお知らせ 6月12日よりインドネシア入国管理局の一部業務が再開されました。主に新しいKITASの発行等とされております。	【5月12日】更新 (1)新型コロナウイルスの影響に伴い、4/1(水)からビザ申請不可。入国は可能。 取得済みビザは入国規制措置が解除された時点でビザ有効期間内であれば使用可能。 (2)インドネシア国外滞在中にKITAS／KITAPの有効期限が切れた場合の救済措置が発表されました。渡航時の事前手続きは特段必要ありませんが、再入国は、インドネシア政府が指定する以下７箇所の入管（空港／国際海港）のみで可能となります。 ・スカルノ・ハッタ国際空港（ジャカルタ） ・ジュアンダ国際空港（スラバヤ） ・ングラライ国際空港（バリ） ・クアラナム国際空港（メダン） ・ハン・ナディム国際空港（バタム） ・バタム・センター国際海港（バタム） ・チトラ・トリトゥナス国際海港（バタム） 尚、再入国の際には，インドネシア政府が実施している新型コロナウイルス対策の保健プロトコールや手続き及びその運用に従う必要が御座います。 (3)未使用査証の有効期限延長措置 ２０２０年１月１日以降に発行され、未使用の査証は有効期限が自動的に延長されます。延長有効期間はインドネシア政府による新型コロナウイルスの収束宣言から９０日間。 有効期限が延長された査証で入国する際は、インドネシア保証人が予め渡航者のインドネシア到着について労働省雇用育成総局に報告となります。
				https://corona.jakarta.go.id/en/izin-keluar-masuk-jakarta	

運航スケジュール【6月１９日】更新

●日本⇔インドネシア間の運行予定便は下記の通りです

（日本航空）

2020年6月1日～7月31日

JL725　成田11:05発　ジャカルタ16:50着　6月(12,19,27運航) 7/1～31(木・日運航※7/2運休)

JL726　ジャカルタ21:55発　成田07:25着　6月(13,20,28運航) 7/1～31(火・金運航)

（全日空）

2020年6月1日～7月31日

NH835　成田17:55発　ジャカルタ23:50着　6/1～7/31(火・木・金・日運航)

NH836　ジャカルタ06:15発　成田15:50着　6/1～7/31(月・水・金・土運航)

（ガルーダインドネシア航空）

2020年6月1日～7月31日

GA875　羽田11:45発　ジャカルタ17:30着　６月(11,15,18,23,26,30運航)　7/1～7/31(火・金運航)

GA874　ジャカルタ23:40発　羽田08:50着　６月(14,17,21,24,28運航)　7/1～7/31(水・日運航)

GA889　関空12:00発　ジャカルタ17:00着(6/14,21,28運航)　7/1～7/31(木運航)

GA888　ジャカルタ23:15発　関空08:15着(6/13,20,27運航)　7/1～7/31(火運航)

目次に戻る

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
中華人民共和国	在中国日本国大使館 在上海日本国領事館 在広州日本国領事館 在青島日本国領事館 在瀋陽日本国領事館 在重慶日本国領事館	中華人民共和国駐日本国大使館	【６月２３日】更新 中国訪問について，１５日以内の滞在であれば査証を免除する措置を全て一時的に停止する。 ３月２８日から，これまでに発行された有効な訪中査証及び居留許可証による外国人の入国を暫定的に停止する。 今後新たに取得する査証での入国は可能であり，６月１７日から，東京の大使館及び名古屋総領事館において，経済貿易・科学技術・人道主義等の理由に限り，現地外事弁公室の招待状の事前取得など条件付きで査証発給を再開する。（ＡＰＥＣビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国も暫定的に停止する。外交，公務，礼遇，Ｃ（乗務員）の査証を有する者の入国は影響を受けない。）	【４月２７日】更新 1）アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻回におこなう。目，鼻，口などに触れるまえには手洗いをする。 （2）咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は，咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い，その都度ティッシュを捨てて，手洗いをおこなう。 （3）不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを避け，体調不良のときは外出を控える。 （4）ティッシュなど体液のついたものは蓋付のゴミ箱に捨てる。 （5）病人や動物（家畜や野生動物など），その排泄物との接触を避ける。 （6）食中毒の可能性がある生肉や生乳などの食材を避ける。 （参考３）外国人向けホットライン等（各地外事弁公室が設置したもの等） ※日本語対応は常設ではないが，要請に応じて対応できる場合がある。 （広東省）020-8105-4279（健康状態に関する問い合わせ，中国語，広東語，英語） （広州市）020-8355-0455（中国語，英語） （深セン市）0755-8812-1224（中国語，英語） （福建省）0591-8761-9239（中国語，英語） （広西チワン族自治区(※)）0771-567-2920（南寧市）（中国語，英語） （海南省）12320（中国語，英語） ○在広州日本国総領事館○ （市外局番０２０）－８３３４－３００９（代表） （市外局番０２０）－８５０１－５００５（代表） ホームページ：http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/	【６月２５日】更新 ●3月31日正午(中国時間)から、 (1)ビジネス，(2)親族訪問目的の訪中のみ 滞在期間15日間までの査証免除措置の全てを暫定停止。 ●東京中国ビザセンターは週４日営業。引き続きコロナ流行時特別ルールとして、緊急を要する方のビザ・認証申請を対応としております。 6月22日（月）より 月曜,水曜 申請のみ(営業時間10:00-14:00) 火曜,木曜 受領のみ(営業時間14:00-16:00頃) ●Ｚ（駐在ビザ）に関し、現在発行されるビザは新規駐在/就労更新/就労中の方でもその殆どがＭビザとしての申請・発給となる。現状況下でZビザを取得希望の場合、申請資料として「有効な工作許可」と「政府発行のバーコード付き（PU）招聘状」を提出の上緊急申請する事は可能。但し、Zビザとして発給されるかは領事判断となる（Zビザの発給が却下された場合、ビザの申請自体に問題がなければＭビザ発給となる）。

運航スケジュール　【７月７日】更新

●中国航空当局の規制により，

（1）中国の国内航空会社については，原則、各社、各国１路線，週１往復まで，

（2）外国の航空会社については，原則、各社，中国との航空路線を１路線，週１往復までに限定されます。

現在の直行便運航予定便は下記の通りです。

●東京成田＝上海浦東

（ＡＮＡ）

NH919　東京成田09:30発　上海浦東11:40着(日のみ運航)

NH920　上海浦東13:05発　東京成田16:55着(日のみ運航)

(春秋航空)

9C6218 東京成田20:00発　上海浦東22:20着(日のみ運航)

9C6217 上海浦東15:05発　東京成田19:00着(日のみ運航)

(中国国際航空)

CA930　東京成田17:00発　上海浦東19:10着(木のみ運航)

CA929　上海浦東11:30発　東京成田15:05着(木のみ運航)

(中国東方航空)

MU524　東京成田14:40発　上海浦東17:30着(金のみ運航)

MU524　東京成田13:50発　上海浦東16:15着(日のみ運航)

MU523　上海浦東09:05発　東京成田12:50着(金のみ運航)

MU523　上海浦東09:05発　東京成田13:20着(日のみ運航)

●東京成田＝大連

（ＪＡＬ）

JL829　東京成田09:35発 大連　11:45着(木のみ運航)

JL829　東京成田09:00発 大連　11:10着(土のみ運航)

JL820　大連　13:00発　東京成田16:55着(木のみ運航)

JL820　大連　12:25発　東京成田16:20着(土のみ運航)

●東京成田＝瀋陽

(中国南方航空)

CZ628　東京成田13:40発 瀋陽　16:10着(木のみ運航)

CZ627　瀋陽　08:30発　東京成田12:25着(木のみ運航)

●東京成田＝ハルビン

(スプリングジャパン)

IJ213　東京成田07:35発　ハルビン09:35着(日のみ運航)

IJ214　ハルビン10:35発　東京成田14:25着(日のみ運航)

●大阪関空＝上海浦東

(上海吉祥航空)

HO1336　大阪関空13:00発　上海浦東14:25着(火のみ運航)

HO1335　上海浦東07:45発 大阪関空10:50着(火のみ運航)

●東京成田＝福州

(厦門航空)

MF810　東京成田15:30発 福州　18:20着(金のみ運航)

MF809　福州　09:20発 東京成田13:40着(金のみ運航)

目次に戻る

国名	在日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
ベトナム	在ベトナム日本大使館 在ホーチミン日本国総領事館 在ダナン領事事務所	駐日ベトナム社会主義共和国大使館	全ての国・地域からの外国人の入国を停止（ただし，専門家，企業管理者，高技能労働者等は例外あり。）	【5月11日】更新 ８日、ベトナム政府は、感染防止措置の緩和を発表しました （首相府通知１７７号。通知の詳細は下記参照）。 それによれば、(1)入国者に対する感染防止措置を継続する、特に、投資家、専門家、高技能労働者が入国する場合、企業の経営者及び当該地方の医療機関はその隔離を監視し、コミュニティへの感染抑止に責任を負う【下記１．の当館注参照】、(2)公共スペース、事務所ビル・学校の周辺、公共交通機関においては、マスクの着用、手指の消毒、個人衛生確保を引き続き義務付ける、(3)公共交通機関（飛行機、バス、船、列車など）における制限を緩和する（間隔・座席数の制限解除。ただし、国内の輸送機関（国内線航空機、列車、旅客船、省をまたいで旅客を乗せる車両）を利用する場合の医療電子申告の義務付けについては、解除されたとの記載はありません。また、レンタカー、タクシー、Grabでの移動については特に指示はありません。）、(4)マスク着用や手指の消毒など安全確保措置の実施を前提として、商業・サービス施設の営業再開、間隔制限の解除、スポーツ活動や大人数が密集する活動の再開を認める（ただし、ディスコ、カラオケは引き続き営業停止。）、(5)学校内・教室内における間隔確保及びマスク着用の義務撤廃、となっています。 ●８日、ダナン市は、上記通知を受け、公文書２９９９号を出しています。内容は、上記通知と概ね同じ内容です。 ●邦人のみなさまにおかれては、引き続きベトナム政府やお住まいの地域の政府が発表する情報にご注意下さい。 ５月８日付け首相府通知１７７号の主な内容は以下のとおりです。 １．入国者による感染を断固として防止する 　一部の感染拡大防止措置を継続して実施する。具体的には、ベトナムへの入国者による感染を断固として防止する。投資家、専門家、高技能労働者を除き【注】すべての入国者を対象に１４日間の集中隔離を行う。投資家、専門家、高技能労働者の場合、企業の経営者及び当該地方の医療機関がその隔離を監視し、絶対にコミュニティへ感染を拡大させないことに責任を負う。 【当館注：１１日、当館より、関係当局に聴取したところ、首相府通知１７７号を受けた新たなガイダンスはなく、当面、投資家、専門家、高技能労働者に対し、集中隔離を要求するとの回答がありました。】 　公共スペース、事務所ビル・学校の周辺、公共交通機関において、マスクの着用、手指の消毒、個人衛生確保が引き続き義務付けられる。 　COVID-19検査の能力向上に引き続き取り組み、検査機器及び検査試薬を準備し、検査に必要な要件を整える。世界及びベトナムにおける感染状況や診断技術、検査試薬に関する情報をフォロー・更新し、感染防止業務に応じ検査活動を調整する。 ２．各種制限を緩和する 　公共交通機関（飛行機、バス、船、列車など）における制限の緩和、間隔・座席数の制限を解除する。 　首相は、商業・サービス施設に対し、マスク着用や手指の消毒など安全確保措置の実施を前提に営業再開及び間隔制限の解除に同意する。特に、レストランや飲食店のようなサービス施設に対しては、手指の消毒のみ求める。ディスコ、カラオケについてはまだ再開を認めない。 　マスク着用、手指の消毒など安全確保措置の実施を前提に、スポーツ活動、大人数が密集する活動の再開を認め、住民の診療ニーズに応えられるよう診療施設の正常な営業の再開に同意する。 　学校内、教室内における間隔確保、マスク着用の義務化はしない。学校は、表面消毒、教室、トイレの掃除を強化し、教室の換気、生徒の個人衛生、定期的な手指の消毒を確保する。	【6月2日】更新 査証発給業務を停止中 日本国籍のビザ免除を停止 →今後の情報は未だ更新されていないが、「日本政府がベトナムを上陸拒否対象国に指定する間は、ベトナム大使館では査証申請の受付不可。」とのこと。

〇運航スケジュール【7月3日】更新
●日本航空　7/31まで日本⇒ベトナム便は運休。ベトナム（ハノイ＆ホーチミン）⇒日本便は減便して運航。
●全日空　　7/31まで日本⇒ベトナム便は運休。ベトナム（ハノイ＆ホーチミン）⇒日本便は減便して運航。
●ベトナム航空　日本発着便は8/31まで全便欠航、ベトナム国内線復旧

目次に戻る

国名	在ロシア日本国大使館	在日各国大使館	日本からの渡航者に対して	現地状況	査証状況
ロシア	日本国大使館 **在ロシア日本国領事館** 在サンクトペテルブルク総領事館 在ウラジオストク日本国総領事館 在ハバロフスク日本国総領事館 在ユジノサハリンスク日本国総領事館	ロシア連邦大使館	【７月７日】更新 ●３月１８日から当面の間，外交官，ロシア居住者及びロシア国籍者の配偶者・子供等を除く全ての外国人・無国籍者を対象として，ロシアへの入国が一時的に制限されています。 ●６月６日から、治療及び近親者の看護のために入国を希望する外国人に対し、身分を証明し、その資格がロシア連邦により認定される有効な文書、治療実施期間が記され治療のために招待されることを確認する医療機関又はロシア保健省により作成された文書（※渡航者本人の治療の場合）、医療機関により発行された病状を確認する文書及び親族関係を確認する文書（※近親者の看護の場合）の提示を条件にロシアへの入国を許可する。 ●６月２５日から、ロシアでの労働許可を所有しかつ、高度な技術を有する一部の外国人専門家に対し、就労目的での入国を一度に限り許可する。 ●6月１５日，「外国人の地位に関する法律」を一時的に変更する大統領令が改定され，ロシアに滞在する外国人の査証の有効期限が切れる場合および到着通知の手続きが完了できていない場合でも滞在に問題ないとする旨の大統領令の期間（３月１５日から６月１５日まで）が，９月１５日まで延長されました（本１６日から発効）。他方，３月１５日から６月１５日までに有効期限が切れた労働許可については失効日から９３日間は有効ですが，今回改定された大統領令では労働許可の有効期限が切れる際の延長措置は除外されており，６月１６日以降に有効期限が切れる労働許可の効力がその後も有効と見なされることはありませんので，ご注意下さい。個別の査証更新手続きについては移民局窓口【電話：8-495-624-2269】に照会願います。 ●外務省のロシアへの危険度がレベル３：渡航は止めてください（渡航中止勧告）へ引き上げとなり、入国拒否対象地域へ追加となりました。日本国籍者は入国は可能となりますが、検疫強化措置の対象となりますのでご注意下さい。４月２９日午前０時以降対象となります。 外務省ウェブサイト https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C048.html	【7月7日】更新 【モスクワ】 ●６月８日，コロナ禍の状況が改善したことを踏まえ，段階的な制限撤廃措置を発表されました。概要以下のとおりです。 ただし，どこでもソーシャル・ディスタンス（1.5～２ｍ）を保つことと，公共施設，公共交通機関等ではマスク・手袋着用が必須とされていることにご留意ください。また，企業は職場の衛生上の義務を果たす必要があります。 １　６月９日以降 ・自己隔離，電子通行証制度の撤廃，時間別の散歩の制限の撤廃。・６５歳以上や慢性疾患がある人も含め，全市民は制限なく外出可。 ・社会カードが使えるようになるほか，特典所有者は無料で公共交通機関利用可。・未使用の公共交通機関の乗車券の有効期限の復活（６月１２日以降）。 ・床屋，美容院，写真館，動物病院，職業あっせん所の営業再開。・カーシェアリング，乗客運送業務，タクシーの制限撤廃。 ・社会団体，映画スタジオ，録音スタジオ，研究機関の活動再開。・劇場，コンサート組織，サーカス関係者による無観客での対面リハーサルの実施可。・市営墓地への訪問可。 ２　６月１６日以降　（※各関連企業は衛生・疫学的安全対策をとる義務あり） ・歯科再開（予約での治療可）。 ・図書館（要事前予約），不動産事務所，レンタル・サービス，広告業務，コンサルティング業務等の業務の再開。 ・美術館，展示場，動物園へのＥチケットによる訪問可（一度に訪問可能な人数の制限あり）。 ・スポーツ観戦可（ただし，スタンドの観客は１０％未満）。・レストランやカフェのうち，夏用テラスでの営業再開。 ３　６月２３日以降　（※各関連企業は衛生・疫学的安全対策をとる義務あり） ・フィットネス・クラブ，プール，体育・健康施設，スパ，マッサージ・サロン，日焼けサロン，バーニャ，サウナの再開。 ・レストラン，カフェ，食堂，ビュッフェ，バーの再開（文化公園や保養施設を含む）。 ・モスクワ川の水上定期船の再開，モスクワ川を横断するトラム再開。 ・民間を含む幼稚園業務の制限撤廃。・社会保護施設の通常業務再開。・自由な図書館への訪問再開。 ・子供用の遊び場，運動場，サッカー場，外の運動施設，ベンチのほか，戸外や公園にあるその他の公共施設の利用制限の撤廃。 【サンクトペテルブルグ】 ●6月１５日からの制限措置の一部緩和については一部変更があり，正式な発表によれば，利用再開は以下の通りとなります。 ・家具サロン(娯楽・商業施設内にあるものは除く)・図書館，史料館（事前予約必要）・不動産業（事前予約必要） ・人材派遣業（事前予約必要）・理容店（事前予約必要）・公衆浴場（事前予約必要）・写真館（事前予約必要） ・各種サービス業（衣服・靴・家具・宝飾類の注文製造・修理業者，鍵・コンピューターの修理業者，部屋清掃サービス等） ・自転車・キックボード貸出業（貸出の際の消毒が条件）・スポーツプロチームの練習再開 ●6月8日から制限措置の一部緩和を発表しました。安全基準の策定・遵守，商業投資貿易政策委員会への通告，マスク・手袋の着用，1.5メートル以上のソーシャルディスタンス確保という条件の遵守の下で以下の営業再開が認められます。ただし，レストランや美容院の再開は含まれていません。 ・非食料品販売小売店の営業再開（店舗の面積が400平米以下で1人あたり4平方メートル以上の空間の確保が必要。娯楽・商業施設内にある小売店は除く。） ・不動産販売，新車販売店の営業再開（事前許可の上，店舗内に同時に10人以上が存在しないとの条件あり。） ●6月1日から現行の各種制限措置の一部緩和を発表しました。主なものは以下のとおりです。 ・65歳以上の外出禁止措置の解除 ・散歩の際のマスク及び手袋着用義務の解除（店舗内や公共交通機関内等公共の場所におけるマスク及び手袋の着用義務は6月14日まで延長） ・年金受給者の公共交通機関における定期乗車券利用禁止の解除 ●5月12日から公共の場所におけるマスク及び手袋の着用が義務となり，違反者には4,000ルーブル（最大3万ルーブル）の罰金が課せられるとのことです。 【ウラジオストク】 ●沿海地方政府は，６月７日以降，同地方への全ての到着者（空路，陸路等）に対し，氏名，連絡先，訪問の目的，滞在先住所等の情報を露連邦消費者権利保護・福祉監督庁所定の用紙への記入を義務づけました。沿海地方外からの到着者（退避便の搭乗者，季節労働者は除く）については，用紙の提出後，呼吸器感染の症状がない場合は１４日間の隔離は不要であると発表しました。ただし，当地における各種制限措置は継続しており，公共の場でのマスク着用及び社会的距離の遵守は今後も必要となります。 ●沿海地方政府は，7月７日より制限措置の一部緩和（屋内・屋外のスポーツ施設，体育・健康施設，水泳プール，フィットネスクラブの再開及び農作物市場の再開の可能性）を発表しました。 ●カムチャツカ地方政府は，現行の制限措置を7月15日まで延長する旨発表しました。 ●マガダン州政府は，現行の制限措置を8月１日まで延長する旨発表しました。 【ハバロフスク】 ●ハバロフスク地方政府は，6月11日以降の行動制限措置の段階的緩和を公表しました。 （１）ハバロフスク地方在住者に対する自己隔離措置の解除（65歳以上の高齢者及び特定疾患を有する者を除く） 但し，公共の場でのマスク着用義務及び社会的距離（1.5m以上）は継続遵守 （２）個人の散歩及び屋外スポーツの実施。但し，2人以上で行わない（屋外スポーツに関しては，５m以上の距離を確保） （３）宗教施設の訪問（マスク着用及び社会的距離の確保が条件） （４）公園，湖等のレクリエーション施設の利用（但し，大規模イベントは禁止） （５）就学前教育機関，図書館，リゾート施設の営業 （６）フィットネスクラブを含めスポーツ施設では，利用者の割合が収容可能人数の25％を超えない範囲を条件に営業 （７）非食料品分野の商業施設の営業（但し，一人当たり半径4平方メートルの面積を確保）	【７月７日】更新 ●ロシアにいる親族の世話をする必要がある場合に限り、6月15日よりビザ申請受付を再開する予定。（電子ビザは不可） 申請時にはそれを証明する何らかの資料を添付する必要があります。 ●HQS（高度な専門性を持つ外国人）の労働ビザ申請受付を開始致しました。 申請にあたり、連邦保安庁と内務省の特別リストに名前が記載されていること、それがわかる書類のコピーの提出が必要とのことです。 ●通常の業務・観光・留学・労働ビザは申請受付不可となっております。
	運行スケジュール【6月26日】更新 ※３月２７日から，ロシアの空港と外国空港との定期便・チャーター便の運航が停止となっています。（外国から帰国するロシア国民のための航空便及びロシア政府の個別の決定に基づく航空便は例外） ●JAL 【東京＝モスクワ】7月31日まで運休　【東京＝ウラジオストク】7月31日まで運休　●ANA 【東京＝ウラジオストク】7月31日まで運休　●アエロフロート【東京＝モスクワ】7月31日まで運休　【関西＝モスクワ】2021年3月末まで運休				